

- 1 会議名 決算特別委員会（第3日）
- 2 開催日時 令和6年9月19日（木） 午前10時00分～午後3時04分
- 3 会場 高浜市議場
- 4 出席者 1番 橋本 友樹、 2番 荒川 義孝、 5番 野々山 啓、
6番 今原ゆかり、 8番 岡田 公作、 9番 長谷川広昌、
10番 北川 広人、 11番 鈴木 勝彦、 12番 柴口 征寛、
13番 倉田 利奈、 14番 黒川 美克
オブザーバー
議長（4番）杉浦 康憲
- 5 欠席者 7番 福岡 里香
- 6 傍聴者 一般1名
- 7 説明のため出席した者 別紙のとおり
- 8 職務のため出席した者 議会事務局長 書記1名
- 9 付託案件
議案第53号 令和5年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
認定第1号 令和5年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和5年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和5年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和5年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 令和 5 年度高浜市水道事業会計決算認定について

認定第 8 号 令和 5 年度高浜市下水道事業会計決算認定について

7 説明のため出席した者

市長 吉岡 初浩	副市長 深谷 直弘	教育長 岡本 竜生
企画部長	木村 忠好	
総合政策GL	榊原 雅彦	秘書人事GL 野口 恒夫
ICT推進GL	平川 亮二	ICT推進G主幹 東 文彦
総務部長	杉浦 崇臣	
行政GL	久世 直子	
財務GL	本多 征樹	
市民部長	岡島 正明	
市民窓口GL	神谷 直子	経済環境GL 島口 靖
税務GL	西口 尚志	
福祉部長	磯村 和志	
地域福祉GL	東條 光穂	介護障がいGL 都築 真哉
福祉まるごと相談GL	野口 真樹	
健康推進GL	中川 幸紀	健康推進G主幹 鈴木美奈子
こども未来部長	磯村 順司	
こども育成GL	板倉 宏幸	
文化スポーツGL	鈴木 明美	
都市政策部長	杉浦 睦彦	
土木GL	清水 健	都市計画GL 村松 靖宣
防災防犯GL	芝田 啓二	
上下水道GL	亀井 勝彦	上下水道G主幹 大村 智康
学校経営GL	内藤 克己	学校経営G主幹 小嶋 俊明
会計管理者	山下 浩二	
代表監査委員	伴野 義雄	議選監査委員 神谷 直子
監査委員事務局長	加藤 直	

10 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第 19 条第 1 項の規定により傍聴を許可いたしましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は多数であります。

よって、本委員会は成立しましたので、これより会議を開きます。

「委員長、動議。」と発声するものあり。

意 (10) ちょっと異例ではありますがでも立たせてやらせていただきます。

先ほど、正式ではありませんけれども、議会運営委員会メンバーに集まってお話を伺っていただきまして、昨日のこの決算特別委員会の在り方を少し検討させていただきました。私ども議会運営委員会では、決算特別委員会を 3 日間というふうに決定をさせていただいて、この議会初日に皆さん方の承認を得ております。3 日間できちんと終わらせなければ、これは当局側の皆さんの今後のスケジュールあるいは他の議員の皆さんのスケジュールにも関わってくることになります。

ついては、円滑なるこの委員会の運営に対して 1 人でも多くの議員の皆さん、そしてまた当局の皆さんの御協力をいただきますことを改めてお願いを申し上げたいというふうに思います。

現在、一般会計の 3 款までしか終わっておりません。通常であれば、今日 1 日で終わらないようなスケジュール感であります。質疑をするなどとは言いませんけれども、質疑のみ行う、自分の意見を織り混ぜ込みすぎたり、あるいは当局のほうも答弁、聞かれたことの必要なところのみをお答えしていただく、そういった形にさせていただきたいと思っております。

そして、議員の皆さんには特に申し上げますけれども、今回は決算であります。これは我々は予算、あるいは補正予算等で全てお話を伺ってきたことの結果を今日、委員の皆さん方には認定をしていただくという会でありますので、当時聞いたお話をまた同じようにここで聞くという必要性はない。これを肝に銘じていただいて、スムーズな委員会運営、これに御協力いただきますことを議会運営委員の総意ということでお聞き取りをさせていただきたいと思っております。

委員長 ただいま、北川委員より 3 日間の日程について円滑なる議事の運営、それから質疑の在

り方、答弁の在り方、決算委員会に臨む議員の在り方について動議が提出されました。

お諮りいたします。

ただいまの動議につきまして賛成の委員の挙手を求めます。

挙 手 多 数

委員長 挙手多数であります。

よって、3日間の日程におきます円滑なる質疑の在り方、答弁の在り方、決算委員会の在り方につきまして、動議のとおりといたしますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、昨日も申し上げましたが、委員会の円滑なる運営のため、今動議がございましたが、円滑なる運営のため、質疑については2問から3問にまとめて行っていただくとともに、数字のみの確認、調書に記載されている事項、契約者名や事業者名、契約形態など軽微な内容の確認、要望及び他の意見との重複は避け、発言は議案の範囲を超えないよう簡潔明瞭にお願ひいたします。また各款の質疑の締め切りを宣言した後の質疑は受け付けません。他の委員の質疑及び当局の答弁をしっかり聞いていただくことも質疑の一環であります。他の委員のこともよく考え、昨日も申し上げましたが、自分本位な質疑とならないようお願いいたします。皆さん分かっていると思いますがよくお考えください。

それから質疑に当たっては、主要施策成果説明書または決算書等のページ数、及び款、項、目、節等を示し、御発言いただきますようお願いいたします。

本日は、認定第1号 一般会計の4款衛生費より逐次審査をさせていただきます。

その前にこども育成グループから発言の訂正の申し出がありましたので発言を許可いたします。

なお、当局におかれましてはページ数などを示す必要は特にありませんので質疑の順に御答弁をお願いいたします。

答（こども育成） 昨日倉田委員より御質問がありました、3款2項3目、放課後児童健全育成事業について主要施策成果説明書162ページの清掃業務委託についての訂正をさせていただきます。昨日、翼児童センターと高取南児童クラブのカーペットの清掃というふうにお答えしましたが、カーペットの清掃は別の委託でございまして、こちら翼児童クラブと東海児童クラブの日常清掃の委託業務となります。

4 款 衛生費

委員長 質疑を許します。

問（１） それでは４款１項４目環境保全推進費、主要施策成果説明書の 186 ページ、あわせて主要新規の概要の No. 19 高浜市環境基本計画作成業務委託料についてお聞きいたします。

これ新たに５年度に作成をされたということですが、これなぜ作成する必要があったのか、また作成する意義というのをお聞かせください。また、これ作ったことによってどのような成果とどうか効果が見込めるのか、お聞かせください。

答（経済環境） これまでは、その時々時代のニーズに合わせて環境行政のほうを推進してまいりました。そういう中で今後はこの環境基本計画に基づきまして目指すべき環境像を見据え、計画のほうで掲げた施策の目標達成を目指し、総合的かつ計画的に環境行政を推進できる環境が整ったことが計画策定の意義でございます。

そういう中で成果といたしましては、今回のこの策定につきましては環境対策協議会をはじめ、市民事業者、また小学校のアンケートだとかを行いながら実施いたしましたので、幅広い意見を取り入れながら策定することができたというふうに考えております。この計画のほうで掲げた施策をやはり今後推進いたしまして本市の環境保全に図ってまいりたいというふうに考えます。

問（12） ４款で３件の事業について聞かせていただきます。

まず主要施策成果説明書 174 ページ、４款１項２目老人・成人保健事業についてですが、市民の健康の保持、増進のためにも１人でも多くの方に受診をしてもらわなければならない。この受診率を上げることは必要ですけれども、この受診率を上げるためにどのような取組を行われてきたのか。また高齢者の健診に聴力検査を追加することも必要だと思うんですがそうした検討をなされたかどうかお願いします。

次は 184 ページ、４款１項３目地域医療振興事業について。地域医療を守るために、医療法人豊田会だけでなく市内のその他の病院への財政支援についても考えるべきではないかと思うんですが、そうした検討というのはあったかどうかお願いします。

あと 186 ページ、４款１項４目環境衛生対策推進事業について、（５）の公害苦情関係で騒音・振動 8 件とあるんですが、ここに旧高浜分院の解体に伴う近隣住民からの騒音また振動、そうした苦情の件数が含まれているのかどうかお願いします。

答（経済環境） 主要施策成果説明書の 186 ページの公害の中の騒音・振動の御質問でございますけれども、こちらのほうの 8 件の中には分院の案件は含まれてございません。

答（健康推進 主幹） 先ほどの検診の勧奨についてですが、7月から始まります検診に向けて全ての対象者に個別での通知を行い、皆さんに検診の必要性を伝えております。聴力検査につきましては、現在のところ実施の予定はございません。

答（健康推進） 高浜豊田病院以外の医療機関に対する財政支援の検討につきましてですが、こちらのほうは、コロナウイルスのワクチン接種のときにはそういった形でかかりつけ医を持っていただいて、そのかかりつけ医を固定するっていうか増やすっていうような形では補助金制度のほうは行いましたけど、現時点では特には行っておりません。

問（12） 環境衛生対策推進事業なんですけど、旧高浜分院、杭が抜かれておらず跡地利用についてまだ決まっていない状態なんですけど、ここについて杭を抜かずにそのまましておいて近隣の浸水問題も考えると防災拠点といいますか、避難場所として整備したりしてはどうかとも思うんですけど、そうしたお考えというのはありませんでしょうか。

答（福祉部） 残置物に関しましては豊田会と協議をするに当たりまして、私どものほうから残置されている地中埋設物の一覧ですとか撤去工事によって生じるリスク等を明らかにしていただくように要望しておる段階でございます。

問（13） 171 ページ、4款1項1目の新型コロナウイルス感染症対策推進事業。今回ディープフリーザーの件について何も載ってないんですけどディープフリーザーがどのようになっているかについてお聞かせいただきたいと思えます。

それから182 ページ、4款1項2目の妊娠出産包括支援事業。これがどこにどのように使われているのかということがよく分かりませんので御説明をお願いいたします。

それから184 ページの4款1項3目地域医療振興事業につきまして、固定資産税の補助金につきまして内訳と、それから目の手術件数、透析件数の一日当たり…

委員長 倉田委員に申し上げます。

当局のほう書き取りが追いついていません。もう少しゆっくり明確にお話ください。

問（13） 目の手術件数と透析件数一日当たり何件あったのか、とりあえずそこまでお願いします。

答（健康推進 主幹） 妊娠出産包括支援事業の内訳ですが、産後ケア事業と産婦健診が主な事業になっております。

先ほどのコロナのディープフリーザーにつきましては、国から活用できる部分は活用してくれというふうで国の持ち物にはなるんですけども、今市内等に使っていただけたところはないかと

いうことで調査をしているところでもあります。

答（健康推進） 高浜分院の固定資産税補助につきまして、旧高浜分院の固定資産税が 1,191 万 7,400 円で、高浜豊田病院の固定資産税が 2,655 万 5,000 円の合計 3,847 万 2,400 円となります。

そして、高浜豊田病院の診療実績につきまして、透析の件数につきましてはホームページの令和 5 年度の資料に基づいてお答えしますと年間で 8,378 件、1 日の平均透析患者数が 26.8 人。そして眼科につきましては年間で 5,747 件と公表されておりました、それぞれ前年度よりも増えております。

問（13） 今眼科のほうで件数おっしゃったんですけど、これは受診の件数でしょうか。手術の件数を教えていただきたいと思います。今の…

委員長 倉田委員に申し上げます。高浜豊田病院につきましては、法人に関することですのであまり細かく聞かないように。

意（13） 毎年聞いていることですのでお願いします。補助金を出してるところですので実績についてはお聞きしたいと思いますのでお願いします。

それから妊娠出産の包括支援事業については、これそれぞれの事業費ということはお答えいただけないのかどうかについてもお知らせください。

それから先ほどの地域医療振興事業についてなんですけど、特に固定資産税。これはいわゆる公益上の必要があると認められなければならないという施設ではないのかな、今病院としては使っていないものですから。なので固定資産税を市が補助できるという法的な根拠についても教えていただきたいと思います。今までちょっとこの法的な根拠という部分についてはお聞きしていないので法的な根拠についてお聞かせいただきたいのと、185 ページ、4 款 1 項 4 目の高浜エコハウス売電収入等につきまして、どのくらいのパネルが載っているのか具体的に何キロワットなのか教えてください。

委員長 当局におかれましては、答えられる範囲で結構ですのでよろしく申し上げます。

答（健康推進） 主要成果 182 ページの妊娠出産包括支援事業の内訳等につきましては事業自体が 394 万 8,396 円。こちらでは 183 ページの上のほうにあります（4）産婦健康診査で出産後の産婦健康診査の費用 318 万 5,000 円が主な支出となります。

続いて地域医療振興事業につきまして、固定資産税補助の根拠につきましては刈谷豊田総合病院高浜分院の移転新築及び運営等に関する補助金交付要綱に基づき、固定資産税相当額を豊田会のほうに補助金として支払うものとなっております。

答（経済環境） 高浜エコハウスの売電収入に伴うパネルの量であったり発電量の御質問につきましては資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

問（13） 答弁漏れです。先ほどの5,747件が眼科の受診なのか何なのかが答弁ありませんでしたのでそこは答弁漏れをお願いいたします。

それから、今の御答弁でいくといわゆる固定資産税の補助を出すっていうことが、地方自治法上はないということでもよろしかったですね。もしあるようでしたら後でも結構ですのでお答えください。

それから186ページ、4款1項4目の高浜エコハウス施設管理業務委託、こちらにつきましても多分随意契約かなと思いますので、随意契約かどうかの確認と、それから金額の根拠についても聞かせください。

それから189ページ、4款2項1目の窓口業務委託。こちらは高浜市総合サービスに窓口業務を委託しておりますが、委託内容が不法投棄ゴミの処理にかかる業務とゴミの分け方・出し方の案内業務ということで、これ多分、いわゆる不法投棄ゴミの処理にかかる業務っていうのはちょっと現業的なお仕事かなと思ひまして、下のところについては事務的なお仕事かなと思うんですけど、これなぜ1本の契約でできるのかなってことがよく分からないのと、あとこれにつきましても随意契約かなと思いますので、契約内容、それから金額の根拠についてもお示しください。

答（健康推進） 5,747件についての回答といたしましては、令和5年度の高浜豊田病院の眼科の外来受診者数と伺っております。また、オペの件数につきましては全体で819件と伺っております。

答（経済環境） まず、186ページのエコハウスでございますけれども、これにつきましては随意契約でございます。金額の根拠でございますが先方のほうより見積のほうを徴収をさせていただいております。

あと、189ページの不法投棄の関係の窓口業務委託でございますが、1本でできるかという御質問でございますけれども、こちらのほうにつきましてはやはり窓口のゴミの案内であったり、ゴミの回収というゴミに関する契約行為でございますので1本での契約を実施してございます。こちらのほうにつきましても随意契約でございます。金額につきましては先方より見積徴収をして予算執行をしてございます。

問（13） 今、全体で819件。この件数っていうのは、本院も含めてでしょうか。高豊だけでしょうか。高豊だけなのかそこがちょっとよく分からないのでその件数について確認したいと思

います。

委員長 答弁できる範囲で結構ですのでお願いします。

ホームページに記載している事項は答弁する必要ありませんのでお願いします。

答（健康推進） オペの件数につきましては豊田会全体で 819 件ということで伺っております。

問（13） 数字がやっぱり何が何件かっていうところがよく分からないのでしっかり御説明いただけたらと思います。今のエコハウスの施設管理業務委託と窓口業務委託に関しまして随意契約でできるっていう地方自治法施行令の 167 条の 2 第 1 項の何号に当たるかについてもお答えください。

それから 192 ページ、4 款 2 項 2 目の高浜南霊苑駐車場整備工事。こちらの平米数についてお聞かせいただきたいと思います。

答（経済環境） こちらのほうにつきましては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、両方とも第 2 号でございます。

2 点目の南霊苑の工事の面積でございますが、256 平方メートルでございます。

問（13） 今の工事なんですけどこれ確認なんですけど、舗装のみということではほかに工事はされなかった、工事内容はなかったということではよかったでしょうか。

答（経済環境） 舗装の工事でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、4 款衛生費についての質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 27 分

再開 午前 10 時 31 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

5 款 労働費

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、5款労働費についての質疑を打ち切ります。

6 款 農林水産業費

委員長 質疑を許します。

問 (13) 195 ページ、6 款 1 項 1 目農業委員会事業についてお聞かせいただきたいと思います。課題としてどんなことが議論されたのかについてお聞かせください。

それから 199 ページ、6 款 1 項 4 目の地域農政総合推進事業において、農業の担い手確保に努めましたってことですが、どのように確保されてきたのか教えてください。それから下のか落花生ですね。こちらのほうの品評会ということで、でか落花生について講演会とかいろいろ出てるんですけど、これ収穫高の推移についてもあわせてお聞かせください。

答 (経済環境) まず 1 点目でございますが、こちらのほうにつきましては耕作がされていない土地をいかに耕作を促すかということであったり、そういうような課題を委員さんの中で議論のほうをさせていただいてございます。

次に 2 点目でございますが、こちらのほうにつきましては、営農者さんであったりあいち中央農業協同組合さんといかにして確保していくかというところで協議のほうを実施してございます。

あと 3 番目でございますが、でか落花生の収穫高というところで、去年は出荷するうえで 1 個あたり 300 グラムで販売をしております、それが 3,426 が出荷できたという形でございます。

問 (13) それぞれ課題とかいろんな議論がされたってことなんですけど、それに向けた具体策とかがあればまた教えてください。

それから、引き続き、201 ページの学童農園管理委託ということで、学童農園の管理及び運営ということで、73 万 7,332 円のほうはこちらに記載されてるんですけど、借地料についてはここに含まれてるか、含まれてないのかちょっとよく分からないので、そこの御説明いただきたいのと、あと各小学校で田植えと稲刈りを実施しましたということなんですけど、港小学校と高浜小学校がこれを見としないのか、それか独自に田んぼを持っているのかどうい状況なのかよく分からないので、そこが実施学童ということで記載されていない理由についてもお聞かせい

ただきたいのと、あとこれ調書を見たところ、吉浜小学校が借りてる場所について今まで無償であったところが令和6年1月1日より有償ってことなんですけど、それぞれ全て有償なのか無償なのか、どういった形で今回、有償になった経緯についてお聞かせください。

答（経済環境） まず1点目でございますが、こちらのほうにつきましては、農業者のほうと市のほうと一緒に現地確認であったり巡回だとかを行い、そういう耕作があまりされていないところにつきましては、文書等で耕作の促進を促すようなアクションをしてございます。

次に2点目でございますが、こちらのほうにつきましては、これはあくまで委託料でございますのでこちらのほうには借地料は入っておりません。

あと港小学校、高浜小学校の御質問でございますが、こちらのほうにつきましては、実施のほうはしておりません。

あと吉浜のところ、期の途中で有償に変わったという御質問でございますが、こちらのほうにつきましては、土地所有者の方からできれば有償での契約という御意向がございまして、そのような土地所有者の方の御意向に合わせて土地料の仕方のほうを変えさせていただいてございます。

あと、有償借地か否かという御質問でございますが、吉浜と翼小学校につきましては個人の方から有償で借地のほうをさせていただいております。高取につきましては市有地でございます。

問（13） 202 ページ、6款1項4目の補助金で、経営所得安定対策推進事業費補助金と高浜市肥料高騰対策事業補助金、こちらが補助金を出すに当たった経緯及び金額の根拠についてお聞かせください。

答（経済環境） まず経営所得安定対策推進事業費補助金でございますが、こちらのほうにつきましては経緯というか目的になるんですが、農業者の方の所得の安定に向けて地域農業再生協議会という団体が農業者の作付け状況の把握であったり、作付け申請の支援のほうを実施してございます。こちらのほうにつきましては、やはり農業者の方の促進と申しますか、そういう手続の負荷の軽減ということの支援を踏まえてこのような活動をしておることに対して補助金を交付しておるのが経緯というふうに考えております。

あと金額の根拠でございますが、こちらのほうにつきましては一律の金額を負担をしてございます。

次に肥料価格の関係でございますけれども、こちらのほうにつきましては、やはり昨今の肥料価格の高騰で農業者の方も非常に困っておられるという御意見等もございましたものですから、

こちらのほうにつきましては、国や県の補助対象となった方が対象で、国や県の補助額を除いた金額に対して補助金のほうを交付するような形でございます。

問（13） 今の肥料の高騰のほうの補助金の根拠についてはよく分かったんですけど、補助対象となる方っていうのがこれは申請をされたんですか。どういう状況だったんですか。よ区分からなかったの、補助対象っていう方のどうやって周知をされたのか、それからどういった方が補助対象になっているのかについて教えていただきたいのと、あとその上のもう一個の補助金、こちらの根拠がちょっとよく分からなくて、何か要綱とかで決まってるんでしょうか。どういう状況なんですか。もし決まっていれば、それを具体的に教えていただければと思います。

委員長 答えられる範疇で結構ですので、よろしくお願いします。

答（経済環境） まず1点目でございますが、補助対象となっておられる方については過去にこの肥料価格の高騰の関係で国や県のほうの補助申請をされた方が対象としてございます。あと周知につきましては、それらの対象の方々に通知と申しますか、御案内のほうを市のほうも補助金のほうを交付いたしますという御案内のほうをさしていただいております。

2点目の質問につきましては、後ほどお答えさせていただきます。

委員長 こちらにつきましては、例規類等で確認できるものですか。

答 弁 な し

委員長 できるものでしたら御答弁結構です。

ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、6款農林水産業費についての質疑を打ち切ります。

7款 商工費について

委員長 質疑を許します。

問（1） それでは一点お聞かせください。主要新規の概要の No. 23 中小企業ステップアップ補

助金について、これ補助金が 33 件あったということですが、これどんな業種の方が多かったのか、またあったのかということをお聞かせください。

答（経済環境） 多い業種の方につきましては、理容業、窯業、学習塾、支援業の方が多くございました。なお、その他にもいろんな業種の方から申請のほうをしていただいております。本当にいろんな業種の方々がこの制度を活用していただいたというふうに考えております。

問（8） 2点お願いします。主要成果 206 ページ、消費者相談についてお伺いいたします。市民を消費者トラブルから守るための消費者相談でどのような相談内容が多かったのか、また相談窓口開設の周知をどのように行っているのかお聞かせください。

もう一点、207 ページのステップアップ補助金について。どのような対象経費が多かったのかお聞かせください。

答（経済環境） 消費者生活の相談で多い相談内容でございますけれども、こちらにつきましてはネット販売における商品の返品であったり、決済に関するトラブルの相談が多くございました。周知方法は、市の公式ホームページで御案内のさしていただいております。

あと 2 点目の中小企業ステップアップの多い対象経費でございますが、こちらのほうが新たな機械装置の購入であったり販売促進に伴うチラシの作成などの広告費が多い結果となりました。

問（13） 204 ページ、7 款 1 項 2 目の産業経済活性化事業の補助金についてお聞きいたします。企業再投資促進補助金 5,000 万円、これはどちらに出している補助金なのか確認したいと思います。

それから 205 ページの S B P についてお聞きしたいと思います。これ職員が機材等を運んでるということが以前に御答弁がありました。令和 5 年度の S B P に関わった職員の時間数と、ここに記載されていない旅費、それから給与等の交付金を使った合計額について教えていただきたいのと、またどのような着目点を目指しているのかについても教えていただきたいと思っております。

それから金型、何台販売できたのか。それからこれ幾らで作ってもらっていくらで売ったのか、それから利益っていうのは誰が管理していて、利益についてはどのような形で使われているのか、キープされてるのかよくわからないんですけど、どのような状態になっているのかについてお願いします。

答（都市計画） 企業再投資促進補助金につきまして、市内の製造業者の方に補助金を交付しております。

答（経済環境） まず一点目の時間数につきましては、ちょっと把握はしておりません。2 点目

の旅費につきましては、市内外の出張のために出張する旅費を計上してございます。あと、着目点でございますけども、やはりこのSBPの事業が地元の高校である高浜高校生の生徒が活動することによって、将来地域で活躍する人材発掘であったり、瓦産業や自動車産業を含めた地元企業の知名度アップに繋がることであったり、あとこのSBPの活動を通じて地元へ愛着を持っていただくことに繋がるというこの目的というところに着目していきたいというふうに、この目的を達成するために市のほうもサポートしていきたいというふうに考えてございます。

あと金型の質問でございますが、こちらの台数につきましては、ちょっと後ほどお答えさせていただきます。幾らで売ったのかにつきましても、あわせて後ほどお答えさせていただきます。

あと利益でございますけども、こちらにつきましては会計事務所のほうが管理しておりまして、こちらの販売収益につきましては、西三河の子供たちであったり、障害をお持ちの方をシーホース三河の試合に招待をするというようなことで使っております。

問(13) あとで結構ですので、しっかりお答えいただければいいです。

207 ページ、7 款 1 項 2 目についてお聞かせいただきます。高浜市商工会補助金として経営改善普及事業と創業支援事業ということで2本となっているんですね。この補助金で達成しようとしている公益的な目的、それからこの中に商工会の人件費が含まれているかどうかについてもお聞かせください。

答(経済環境) まず商工会補助金の経営改善普及事業でございますけれども、こちらにつきましては商工会が行う事業に対して補助金を交付するものでございまして、実際にこの中に人件費が含まれてございます。

次の創業支援事業でございますが、こちらにつきましては、商工会が行うたかほま経営塾に対して補助金を交付する制度でございます。

問(13) 答弁漏れがございましたので、お願いいたします。

それから 209 ページのいきいき号循環事業についてお聞きしていきます。市内コースと刈谷市コースと土曜日の市内コースっていうことで3つ補助金が出ているんですけど、実際問題、この運行にかかった経費っていうか、それがそれぞれ幾らずつなのかっていうところが1問目と、もう一つはこのチョイソコが今これ変わるっていうことで御説明いただいている、説明の中でいきいき号1日30人ぐらいしか乗ってませんというお話があったんですけど、これ30人でいくと、計算するとだいぶ多いんですね、それでいくとこの人数のほうが。これどういうふうになっているのか御説明いただきたいなと思います。

答（市民部） 利用人数が約 30 人ということを説明しておるんですが、ここに書かれている例えば市内コース 9,315 人というのは、港コースから翼コースで乗換えると 2 とカウントしておりまして、乗換えを差引きますと 7,972 人ということで、約 1 日 33 人が利用されているというような状況でございます。

あと運行経費の話でございますが、利用料収入が差引かれております。例えば市内コース 5 年度でいきますと、19 万 2,000 円の利用料がカネ久タクシーさんに入っておりますので、それをプラスした金額が実際の運行経費総額ということになります。刈谷市コースでは 63 万 300 円で、市内コースの土曜日コースでは 9,200 円が利用料収入として入っておりますので、それを足していただくと出るというふうになっております。

問（13） 答弁漏れがありますので、お願いいたします。何かというとさっきの商工会の補助金の創業支援事業のほうは経営塾のことってことで分かったんですけど、経営改善普及事業については、達成しようとしている公益目的、それについてはお答えいただけなかったということで、それから、あえてこうやって分けている理由がちょっとよく分からなかったもので、またこれ後でも結構ですので御説明をお願いいたします。

答（市民部） 商工会の補助金を分けている理由は、今、補助要綱の中にこの 2 つの補助、一つは愛知県の小規模事業者支援の裏財源として補助しますよというものと、あと、たかはま経営塾の補助金というものがございまして、その補助要綱の中で 2 つに分かれておるものですから、現在はこの 2 つに分けた状態で補助をそれぞれしているという状況でございます。

公益目的というのは、小規模事業者等の支援に関する法律というものがございまして、これに基づいて愛知県が補助している経営改善だとかそういうことを目的としておるんですが、その裏財源として高浜市が補助しているという状況でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、7 款商工費についての質疑を打ち切ります。

8 款 土木費

委員長 質疑を許します。

問（５） 主要施策成果説明書の 216 ページ、８款２項１目生活道路新設改良費、市道新設改良事業の委託料になるんですけども、道路設計業務委託の市道奥荒井線になるんですが、こちらの排水路の設計について詳しく教えてください。

答（土木） 主要成果 216 ページの道路設計業務委託料の市道奥荒井線でございますが、こちらの委託内容といたしましては、路線の測量と道路の詳細設計、擁壁の詳細設計、あと排水路があるんですが、そちらの改築の設計を行うものでございます。

問（１） それでは２点ほどお聞かせください。まず主要成果 217 ページ、８款２項１目生活道路新設、（３）公有財産購入費、市道港線が２点あったということだと思います。これ港線の拡幅のためというふうに理解しておりますが、私、見るにまだまだ残ってるのかなと思います。あと何件ぐらい購入が必要なのか、またその用途というのはどうなっているのかお聞かせください。

もう一点、226 ページ、８款６項１目公営住宅費ですが、これ４か所、芳川住宅、湯山住宅、東海住宅、稗田住宅とありますが、これの現在というか入居者数というか入居率はどのくらいあるのか。入退去の修繕費が４件あって 559 万 530 円となっておりますが、これ全額市が負担しているのか。民間ですとやっぱり敷金とかあって、そこから出したりしてるとは思うんですけどもこの辺がどうなっているのかお聞かせください。

委員長 答えられる範囲で結構ですので、お願いします。

答（土木） 主要成果 217 ページ、市道港線の公有財産購入費でございますが、用地の取得の進捗といたしまして、横浜橋から田戸町信号交差点南までの区間なんですが、進捗率として 59%となっております。今後ですが、相手があることなのでそちらとの協議の上、進めてまいりたいと思っております。

答（都市計画） 市営住宅の入居率につきまして、令和５年度末の入居状況によりますと４市営住宅全体といたしまして 81.4%となります。個々の住宅といたしましては、芳川住宅が 79.2%、東海住宅が 85.4%、湯山住宅が 79.2%、稗田住宅が 80%となります。また入退去修繕費につきまして、市が全て負担するものかにつきましては、入退去修繕の内容といたしまして、空き室になっている居室の入居募集をするための修繕を今回行ったもので、天井、壁の塗装、クロス、建具、扉、サッシ、床材等の損傷箇所について、退去時、経年劣化による損傷により入居者に原状回復を負わせない損傷箇所について修繕を行ったものですので、全て市のほうの負担で行ったものであります。

委員長 ここでお願いです。当局におかれましては、ページ数など示す必要は特にありませんので、質疑の順に御答弁をお願いいたします。

問（８） 主要成果 223 ページ、衣浦大橋整備促進期成同盟会についてお伺いいたします。事業促進に対する取組について教えてください。

答（都市計画） 令和５年度におきましては、衣浦大橋北側トラス橋の架け替え及び衣浦大橋周辺の渋滞対策につきまして、愛知県に対し事業化の早期実現と国に対しましてその事業に対する財政的支援につきまして三河地区、知多地区、両地域の自治体で要望活動を行っております。

問（13） 210 ページ、８款２項１目委託料についてお伺いしていきます。今回、委託は次のページを入れて６つ。この６つの事業につきまして入札の状況についてお答えいただきたいと思えます。応札者が何社か。それから落札率。それから予定価格についてそれぞれお答えいただきたいと思えます。

それから 216 ページの市道新設改良事業の委託料につきまして用地の測量業務市道港線と物件調査業務委託市道港線。こちらについても入札状況とあと用地の測量の範囲についても、面積についてお聞かせいただけたらと思えます。

それから 217 ページの公有財産購入費、こちらについても併せてお聞かせいただきたいんですけど、これ多分、契約金額ってことですので、多分いわゆる土地を購入した金額にはならないと思えますね、そうなるとすごい高い金額になっちゃうので。なので、多分移転補償費が入ると思えますけど、移転補償費がいくらで、実際土地の購入額が幾らになっているのかをお答えいただけたらと思えます。

委員長 入札につきましては、あいち電子調達共同システムで確認できると思えますが、その辺踏まえて当局のほう、答弁をよろしくをお願いいたします。

答（財務） 入札につきまして申し上げます。入札情報につきましては、委員長、御指摘のとおり、あいち電子調達共同システムによりまして、どなたでも閲覧ができるという状況でございます。予定価格をはじめとして、各入札業者と応札価格が閲覧ができるという状況でございます。

答（土木） 港線の用地測量業務委託料の測量範囲でございますが、5,975 平米となっております。あと権利調査範囲といたしましては 2 万 3,211 平米で取得範囲といたしまして 4,484 平米となっております。

公有財産購入費でございますが、２件ありまして 1 件目の用地取得費が約 450 万円で補償費といたしまして 3,000 万ほど。２件目の用地取得費が約 700 万円ほどで補償費が 3,600 万ほどとな

っております。

問（13） 222 ページの 8 款 5 項 1 目窓口業務委託ですけど、これ多分随契なのかなというところですので随契理由と、あと金額の根拠をお示しいただきたいのと、これ多分、私が見る限り職員 1 名の方になるのかなと思うのでそこをお願いいたします。

答（都市計画） 随契理由といたしまして、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の 2 号でございます。人数につきましては特に指定はしておりません。仕様書に基づく業務に必要な配置によるものです。

問（13） 答弁漏れです。金額の根拠についてお願いします。

答（都市計画） 金額につきましては、見積りによるものです。

問（13） 見積り先をお願いいたします。

答（都市計画） 総合サービス株式会社より見積りを徴収しております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、8 款土木費についての質疑を打ち切ります。

9 款 消防費

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、9 款消防費についての質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 06 分

再開 午前 11 時 12 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

10 款 教育費

委員長 質疑を許します。

問 (14) それでは 10 点ほど聞かせていただきます。

主要成果説明書 252 ページ、高取幼稚園解体工事 2,678 万 5,000 円の解体面積を教えてください。

それから主要成果説明書 264 ページ、旧図書館駐車場工作物等解体撤去工事 1,284 万 8,000 円の旧相撲場の屋根の面積、植栽等の撤去本数、シャモットのすき取り量をお答えください。

答 (こども育成) 解体面積については手元に資料がございませんので後ほど。

答 (文化スポーツ) 旧相撲場の撤去に関する御質問でございますけれども、今ちょっと資料が手元にございませんのでまた確認させていただきます。

問 (14) 続きまして 265 ページ、利用状況でかわら美術館・図書館 (本館) のところで、美術館の入館者が 5 万 7,698 人に対して、利用者が 8 万 70 人ということで、大変いい数字だとは思ってますけれども図書館機能の利用者の内訳について、図書の貸出冊数だとかレファレンスの利用者だとか、どのような利用者が多かったのかお答えください。

続きまして、美術館の利用については、入館者が 4 万 8,479 人で、本館の施設利用者が 1 万 586 人、展覧会が 1 万 3,261 人となっておりますが、4 万 8,479 人のうち、利用者の内訳についてお答えください。

もう一つ、美術館の利用状況について、前年比較 67 件増えていますが、利用人数は約 1,000 人近く減っていますが、その内容についてお答えください。

答 (文化スポーツ) まず 1 点目で図書サービスの利用状況ということでございますけれども、貸出冊数という御質問でございました。令和 5 年度の貸出冊数でございますけれども、10 万 3,396 冊でございます。それからレファレンスでございますが、令和 5 年度 72 件でございます。

それから 2 点目、入館者数の内訳ということで、4 万 8,479 人というのは令和 4 年度の数字でございます。施設利用の 1 万 586 人の内訳というところでございますが、主な内訳についてはこの主要成果によっているとおりでございます。このほか控え室の利用がございます。

また展覧会につきましても展覧会ごとに人数が記載されておりますのでそちらを御覧いただ

ければと思います。

それから3点目、美術館機能の施設の利用について件数は増えたけれども人数が減っているというところがございますけれども、ここが1件当たりの利用人数というのが小規模のグループというところの利用が増えているというようなところがございますのでこういった数字になっております。

問(14) 展覧会について展覧会ごとの事業費と入館収入についてお答えください。

それから旧郷土資料館の資料の利用方法と資料館の資料の保存方法について、265ページに展覧会ごとの観覧者数が書いてありますので、その入館収入を教えてくださいと、それからこれは令和4年度には郷土資料館があったんですけれども、今現在、郷土資料館が倉庫になっているということですので、その郷土資料館の資料の利用方法と資料館の資料の保存方法について、温度や湿度はどのように管理しているのかお答えください。

それから美術館機能と図書館機能について、どのように市は評価しているのか、お答えください。

答(文化スポーツ) まず1点目、展覧会ごとの費用というところがございますが、これは過日の一般質問のところになかなか分解してお答えしづらいというところで年度ごとの事業費のほうを申し上げたところがございます。

それから展覧会ごとの収入ですけれども、令和5年度の年間ということでお答えをさせていただきたいと思います。観覧料収入だけでは今出ておりませんので、利用料金の収入ということでいきますと696万6,980円でございます。

それから2点目、旧郷土資料館の資料についてですが、保存方法につきましては過日の一般質問でお答えしたとおりでございます。資料の利用方法というところでも過日お答えししておりますけれども、ライブラリー ほんの森ですとか人の目に触れるようなところに展示をさせていただいております。

それから3点目、美術館・図書館の運営の評価というところがございますけれども、機能移転をして1年目というところがございますけれども、これも繰り返しこれまでも答えておりますけれども、これまで図書に縁が少なかった方が利用、閲覧ですとか、訪れているというような姿が見受けられるかなというところで私どもが目指していた狙いのところは達成できているのかなと思いますので、引き続きそういった利用動向を見ながら取り組んでまいりたいと考えております。

問（14） 今答弁ありましたけれども前回のときに答えていただいたと言われてますけれども、私そのときに郷土資料館は湿度が大事だと…

委員長 黒川委員に申し上げます。ここ郷土資料館の記載がないんですけど、どこのページで質問されてみるか明確にしてください。

意（14） この中には書いてありません。

委員長 今回、5年度の決算ということになりますのでそれに準じてお答えいただければ結構です。

よろしいですか、当局。答弁しないということですね。

答 弁 な し

委員長 ほかに。

問（14） この中には書いてありませんけれども、実際に美術館と郷土資料館には収蔵品があるわけじゃないですか。

委員長 黒川委員に申し上げます。すいません、書いてない事項につきましては、5年度決算ということで記載事項についての質疑をお願いします。もしそちらについて質問される場合、一般質問にてまたよろしくお願ひいたします。

不規則発言あり

委員長 資料として出ておりませんので、答弁なしということで、当局よろしいですか。

答 弁 な し

委員長 ほかに。

問（5） それでは、主要施策成果説明書の14ページ、15ページの一般会計款別歳出年度比較表の10款、教育費の支出済額で、令和4年度に対し令和5年度で大幅に増額されていますが、これは小学校長寿命化改修の工事費の影響で増額しているかと思うのですが、実際のところを聞かせください。

同じく主要施策成果説明書の 252 ページになるんですけども、そちらが 10 款 4 項 1 目幼児教育費の工事請負費の高取幼稚園解体工事のところになるんですが、これ現在の更地になっています。今後の利用についてお聞かせください。

答（学校経営） まず 14 ページ、15 ページの教育費につきまして答弁させていただきます。

教育費でございますが、教育費には小学校費のほかに幼稚園費とか社会教育費とか保健体育費が含まれておりますが、委員おっしゃるとおり、小学校の長寿命化改良事業の要素が非常に大きいと思いますのでそちらのほうで答弁をさせていただきたいと思います。

委員おっしゃられたように、令和 4 年度は高取小学校長寿命化改良事業の関連予算をつけておりましたが、令和 5 年度は新たに高取小学校の給食施設改築事業、そして吉浜小学校の長寿命化改良事業が始まっております。これらの 2 事業が加わったことで大きく支出額が伸びたというふうに考えております。

答（こども未来部） 高取幼稚園の解体の跡地でございますけれども予算でもついてますように、たしか今回の議会の中でも少し話があったと思いますけども、測量して地積を確定していくという作業をしていく中で、今後のその利用のところについては、土地の交換ですとか、そういうことを今協議を進めている段階ですので、まだそこが決着してないという途中だと思っていただければよろしいかと思います。

問（12） 主要施策成果説明書 236 ページ、10 款 1 項 3 目児童生徒健全育成事業についてなんですが、ここにいじめ問題対策委員会委員報酬の項目があるんですが、重大事態に該当する案について調査等がされていたと思うんですが、この重大事態の件について発生してから 2 年ほどになるかと思うんですがどうなったかどうかお伺いしたいのと、あと 244 ページ、10 款 2 項 3 目小学校長寿命化改良事業、合わせて 247 ページ、10 款 3 項 1 目中学校維持管理事業について、トイレ洋式化が進んで子供たちによっては過ごしやすくなったと思います。2 日前に高取小学校と吉浜小学校に行って実際見させていただいたんですけど、洋式化に合わせて温水洗浄便座も設置がされてたもんですが、この温水洗浄便座の今の設置状況と設置に対する考え方についてお願いしたい。

3 つ目が 252 ページ、10 款 4 項 1 目幼稚園維持管理事業についてなんですが、高取幼稚園の解体工事によって建物が解体されて更地になりましたが、この敷地の跡地利用として例えばグラウンドとして利用できないのかなと思うんですがそうした検討がなされたかどうかについてお願いします。

答（学校経営 主幹） 調査につきましては、報告につきましては教育委員会に6月に答申をされたということは先日お答えさせていただいてるとおりです。

また、今月中に市長への報告を行い、その後、報告の内容について公開する予定であります。

答（学校経営） 244 ページ、247 ページに関するトイレの洋式化の質問について答弁させていただきます。保温便座の設置についてですが、トイレの改修に合わせてこれまでも検討してまいりましたし、今後もそれに合わせて検討を進めてまいりたいと考えております。

委員長 旧高取幼稚園の解体工事の跡地利用につきましては、野々山委員から質疑ありましたので、柴口委員の質問につきましては割愛させていただきます。

問（12） さっきのトイレの洋式化の話です。温水洗浄便座のことについてお聞きしました。

あと 256 ページ、10 款 5 項 2 目生涯学習施設管理運営事業について、高浜小学校体育館メインアリーナについて全面と半面、サブアリーナについては全面使用ということで、使い方によっては全面まで必要ない場合もあってメインアリーナのように半面使用でも使えるといいんではないのかと思いますがそうした要望があったのかとか、検討なされたかどうかをお聞きしたいと。

あと 262 ページ、10 款 5 項 4 目たかはま夢・未来塾事業について、講座開催状況の表に塾生数が書かれているんですが、定員に対してどれだけの参加率となっていたのかをお願いします。

最後に 270 ページ、10 款 6 項 2 目生涯スポーツ推進事業について。利用件数が4年度、5年度、増加してます。健康のためにもこういったグラウンドを利用するのは必要になってくるかと思うんですが、今のままこの数でいいのかどうか。例えば碧海町にありました県の職業訓練校の跡地とかをグラウンドにするとか、そうした整備をしたりする検討を行うかどうかとか、今後検討するかということについてお願いします。

答（学校経営） 便器の温水洗浄機のことを言われてるかと思いますが、こちら個別のトイレに洗浄機を設けることまでは考えておりません。

答（文化スポーツ） まず、256 ページの地域交流施設・高浜小学校特別教室の関係の御質問でございますけれども、メインアリーナは半面利用、サブアリーナは全面利用ができるというところでございますが、現在そういった半面で使いたいといったような要望のところは伺っておりません。

それから次に2点目、未来塾に関しての御質問でございますけれども定員に対していうところでございます。大方の講座が定員を満たしている、あるいはオーバーしているというようなところでございます。

それから最後に 270 ページ、スポーツ施設の状況ということでございますけれども、グラウンドの利用につきましては主に土日が多いというところがございます。そういった利用状況等を見ながらグラウンドについては管理運営してまいりたいと考えております。

問 (12) 温水洗浄便座のほうですが多目的トイレにはついてました。これ多目的トイレについては今後もつける形でよかったのかどうか、最後お願いします。

答 (学校経営) 多目的トイレにつきましては先ほどお話ししましたように、今後設置するに当たっては設置の検討も進めていきたいと考えております。

問 (13) いじめ問題対策委員会、10 款 1 項 3 目の 236 ページお聞きしてきます。今、結果が出て公開するという御答弁がございました。公開はいつされるのかということと、あとこの報酬の内訳についてお聞きしたいのと、これ多分調書を見ると委員は 3 名なのかなと思うんですけど、3 名の委員についてもその公開のときしか教えていただけないってことなんでしょうか。今教えていただけるなら教えていただきたいなと思っております。

それから 237 ページ、10 款 2 項 1 目の小学校維持管理事業の修繕費。高取小学校渡り廊下 GHP 室外機廻りフェンス等修繕ということなんですけど、これ高取小学校の長寿命化改良工事になぜ入っていないくて別枠になっているのかについて御説明いただきたいと思います。

それから 238 ページの高浜小学校等維持管理業務委託。昨日の答弁でいくと多分これも PFI の一環なのかなと思うんですけど、この高浜小学校の施設の維持管理ということでこの維持管理における項目別の内訳について教えてください。それからその下の小学校用務員業務委託、こちらも総合サービスになっております。これ総合サービスなんですけど、多分各小学校ごとに 1 人今見えるのかなっていう状況なんですけど、その小学校の用務員さんには直接命令できないものですからどのようにされているのか。それからこれに関しての随意契約かなと思いますので、随意契約かどうかの確認と随意契約の理由、それから委託金額の根拠についてもお聞かせください。

答 (学校経営 主幹) 公開の予定につきましてはまた今後ちょっと調整を図ってまいります。

報酬の内訳につきましては、今資料が手元にありませんのでお答えできません。

答 (学校経営) 237 ページの修繕料で高取小学校の渡り廊下 GHP 室外機廻りのフェンスの修繕工事につきまして、長寿命化改良工事の設計の中では、このフェンスの修繕までは設計に入っておりませんでした。対象としておりませんでした。ただ西側渡り廊下に設置されております GHP の室外機の保守点検が行われるんですが、こちら非常にやりづらいという御指摘もあり、きちっとした検査ができないということもあったので急遽こちらのフェンスを脱着できるように

修繕をさせていただいております。

それから 238 ページの高浜小学校等維持管理事業でございます。こちら内訳はということでございますが、建物の保守管理の業務、外構等の維持管理業務、環境衛生清掃業務、警備保安業務などが含まれております。

それから 238 ページの用務員の指揮命令ということですが、委員おっしゃるとおり各学校に 1 人ずつ用務員を配置しております。指揮命令につきましては各学校と学校経営グループを巡回するチーフの用務員さんがおりますので、その方を通して行っております。こちらは随意契約を行っております、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号によって随意契約を結んでおります。

それから委託金額でございますが、人件費や最低賃金の値上がり等を確認しながら委託金額の確認を行わせていただき契約をしております。

委員長 質疑の途中ですがここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 38 分

再開 午後 1 時 00 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで当局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

答（学校経営 主幹） 午前中の倉田委員からの質問について、改めてお答えいたします。主要成果説明書の 236 ページ、児童生徒健全育成事業のいじめ問題対策委員会委員報酬の内訳についてです。日額 1 万 5,000 円、資料作成等 1 時間 1 万円。これを開催回数、必要時間数を掛けた額となっております。

答（文化スポーツ） 午前中の 14 番委員からの御質問で、主要施策成果説明書 264 ページ、旧図書館駐車場工作物等解体撤去工事に関する御質問でございますけれども、旧相撲場の屋根の面積は 100 平方メートル、それから撤去した樹木 164 本、それから土砂の処分ですが 240 立米でございます。

答（こども育成） 午前中 14 番委員から御質問のありました、高取幼稚園の建物の面積につきましては、658 平方メートルになります。

問（14） 図書館の駐車場の数字がよく聞き取れませんでしたので再度お答えください。

答（文化スポーツ） 相撲場の屋根の面積でございますけれども 100 平方メートル、それから樹木の伐採ですが 164 本、それから土砂の運搬処分 240 立米でございます。

委員長 それでは質疑を再開します。

問（13） いじめ問題対策委員の報酬のいわゆる規定というか決まりを教えてくださいんですけど、それは以前にも御答弁いただいているんですけど、結局それで何回開催されたかも分からないので、結局それが何回で幾ら、それからその個別で幾らっていうたしか報酬が別であったと思うんで、そこを私は聞いておりましたので、またこれも後でも結構ですので教えてくださいのとの。

あとこれ答弁漏れで、委員の方が何名いらっしゃって、誰が委員になってるのかっていうのは、これは公開されてからしかしていただけないのかというところについても答弁漏れがありましたのであわせてお願いしたいと思います。

それから 238 ページの 10 款 2 項 1 目の小学校用務員業務委託について、随意契約で 7 号ということで私は市の積算もお聞きしておりましたが答弁漏れがございましたので、お願いしたいと思います。

それからもう一点なんですけど、あおみが丘コミュニティの高浜小学校の施設の維持管理費、こちら項目別の内訳金額をお聞きしておりましたが項目しかございませんでしたので内訳金額もお願いいたします。

それから 239 ページの 10 款 2 項 1 目の工事請負費、高浜小学校あすなろ 3 車椅子用スロープ設置工事。こちら P F I のほうに入っていないなくて別契約になっているのかなと思うんですけど、そのようになった経緯についてもお聞かせいただきたいと思います。

それからその下の翼小学校日本語教室（くすのき）の空調機取付工事。こちらにつきましても私、普通教室と特別教室みんな空調が今入ってるのかなと思ってたんですけど、これ新たに令和 5 年度からついたってことになると、やはりほかのどこより遅れてついたのかなと思うのですが、それまでどうしていたのかなっていう心配と、できれば付けることになった経緯をあわせて教えてくださいのとの。

答（学校経営 主幹） 開催回数や委員の氏名等につきましては公開をいたしますので、そこで御確認願いたいと思います。

答（学校経営） まず、用務員の積算ということですが、こちら午前中も答弁させていただきましたが、昨年度のもの、あと最低賃金と上昇分を比較しまして適正かどうかというところを

学校経営のほうで判断させていただいております。

それから 238 ページの高浜小学校維持管理業務の項目ごとの内訳でございますが、こちらのほうは資料は持ち合わせておりません。

それから 239 ページ、高浜小学校あすなろ 3 車椅子用スロープの設置がなぜ別契約となっているかということでございますが、P F I の契約においては、軽微な修繕等については P F I の契約で行っていただくことになっておりますが、こういった大きな工事につきましては、市のほうが行うことになっております。なぜこのスロープが必要になったかということでございますが、車椅子の子供さんがすぐに外に出られるように学校のほうからつけてもらいたいという依頼を受けまして、何とか協議した結果、つけさせていただくということになりました。

それから下の翼小学校のくすのきの空調機取り付けでございます。こちらについては比較的、朝の涼しい時間帯に子供たちが来て、午後は各学校にまた戻っていくような形で行っておいりましたので、特に午前中については、これまで空調機がなくてもやれた状況だったんですけども、このところやっぱり暑いということで、学校のほうの要望もあり、つけさせていただいた次第です。委員長 答弁におかれまして、当局におかれましてはページ数などを示す必要は特にありませんので、質疑の順に御答弁をお願いいたします。委員におかれましては、簡潔に質疑のほう、よろしくをお願いいたします。

問 (13) 7 号随契ということですので市の積算金額はお示しいただかないといけないと思えますし、その市の積算に関しては先ほどチーフが 1 名いたってことでありましたので、チーフを含んだ金額なのか、含んでない金額かについてもあわせてお聞かせください。

それが 240 ページ、10 款 2 項 1 目の小学校給食運営事業。こちらにつきましても多分随契だと思うんですけど、随契の理由、それから市の積算金額についても教えていただきたいと思っております。

それから 242 ページの 10 款 2 項 2 目の小学校児童就学援助事業。こちらが 4 年度から 5 年度にかけて若干、要保護及び準要保護の就学援助費が増えております。これ私以前から要求しておりました、ふたり親への対象の拡大ということは、これ反映されてるのか反映されてないのか、これいつから始まっているのかについてもあわせてお聞かせください。

答 (学校経営) まず、用務員の委託でございますが、この地区を中心に人材派遣の実績のある事業者のほうから見積りを取らせていただきました。その結果、著しく総合サービスのほうが安価であるということも確認できましたので、そういったことも含めて 1 者随契とさせていただ

ております。

それから給食の調理業務の随契理由でございますが、こちらは2号で行っております。

それから就学援助の人数が増えて金額も増えているということですが、こちらはふたり親世帯を1.0から1.2にするという数字については、令和6年度、今年度から反映してしますので、令和5年度については反映しておりません。

問(13) 先ほどのあすなろの車椅子用スロープなんですけど、PFIの建設時にこれって検証されなかったのかなっていうのと、多分、人街条例に即してる上でもまだ必要だったっていう理解でよろしいかを確認したいと思います。

それから245ページ、10款2項3目の工事請負費、高取小学校長寿命化改良工事。こちら私ちよっといろいろ調べると、手続き上問題があるのかなと思ってるんですけど、手続き上はこれまでの答弁どおり全く問題ないということによろしかったかということを確認したいと思います。委員長 倉田委員申し上げます。

今問題あると発言がございましたが、この問題について具体的に指摘をしてください。

答(13) 今手元に私資料ないので具体的な問題は多岐にわたってありましたが、問題ないということで多分やられてると思うのでその確認だけお願いします。

委員長 今倉田委員に尋ねております。質疑をする以上、どこが問題なのか、そちらを根拠に基づいて指摘してください。

問(13) 247ページ、10款3項1目の委託料の中学校用務員業務委託料。こちらにつきましても先ほどと同様の御答弁をお願いしたいと思います。

248ページ、10款3項1目の中学校給食運営事業。こちらの委託についても同様の質問をしたと思いますので、お答えをお願いいたします。

委員長 先ほどの高取小学校につきましては、問題点が指摘されなかったので答弁いただかなくても結構です。御答弁をお願いします。

答(学校経営) まず高浜小学校のあすなろ3のスロープの件ですが、こちら設計に当たって学校や設計事業者等も含めて精査して設計を行っておりますが、その当時はこういったスロープの必要性っていうのは出ておりませんでした。

それから中学校用務員業務と給食調理業務の委託でございますが、先ほどの小学校の業務委託と同様の回答となります。

問(13) 用務員は7号随契なんですけど、こちらについても見積り取られたと思うんですけど、先

ほどの小学校のほうのことを考えると。取られたんですよね。それで、先ほど中学校のほうも著しく下回ったっていうんですけど、著しく下回ったのであれば金額を教えてくださいんですけどいかがでしょうか。

答（学校経営） まず給食調理業務でございますが、こちらは2号理由で行わせていただいております。こちらについては市内の学校給食調理業務については、これまでの経験、ノウハウの蓄積があるほか、学校との信頼関係を構築していただいております。特に一番懸念されております卵や乳のアレルギー対応の除去食対応など、児童生徒の安全・安心な学校給食をこれまでも提供してきていただいております。

それから、用務員の額ということですが、こちらは大体総合サービスの委託料の約2倍近くの見積りをいただいたということでございます。

問（13） 高取小学校については、契約について市としては問題ないということと理解いたします。10款5項2目、255ページの3、生涯学習施設管理運営事業の生涯学習施設指定管理。こちらが今までの予算委員会とかいろいろ聞いてくると、多分女性文化センター、春日庵、吉浜交流館、この3施設だと思いますが、そのまず確認と。それからこちらにおける独自事業についてどんなことが行われ、何回行われ、参加者が何人いたのか、それによる費用対効果はどうであったのか、お答えいただきたいと思えます。

答（文化スポーツ） 生涯学習施設の指定管理についての対象施設でございますが、吉浜公民館、女性文化センター、春日庵ということでございます。それから自主事業に関する御質問でございますけれども、その内容についてはこれまでもお答えしてきているとおりでございます。ソフトピラティスが315名、実用書道12名、クラフトバンドの初級5名、クラフトバンド中級10名、それから今申し上げたのが連続ものの講座でございます。それから一回だけの単発講座がまた別でございますけれども、ソフトピラティスが15名、スクラップブッキング6名という参加状況でございます。費用対効果というところでございますが、こちらのほうは指定管理者の自主事業ということで受講料収入をもってそれを実施されるというところでございます。開催の実績からしますと、参加者同士でこの講座の受講をきっかけに参加者同士の交流が見られたとか、世代間の交流が見られたといったような評価が出ております。

問（13） 受講料収入で賄われたっていうことは、受講料収入のほうは支出よりも上回っていて、だからこそ指定管理の意味があるんですよね、そういうことで。先ほど何々っておっしゃったんですけど、それぞれの回数、何回開催されたのか、どれぐらいの時間開催されたのかちょっと分

かりませんでしたし、そこについてもお答えいただきたいと思いますし、今回の指定管理にわざわざ委託ではなくて指定管理にしてるってことは、それなりのメリットがあったと思うので、そのメリットについて費用面でお答えいただきたいと思います。

それからその下の高浜市地域交流施設運營業務委託のたかはまスポーツクラブに対する業務委託ですが、こちらにつきましても、多分随意契約になってるのかなと思いますので、随契の理由、それから市の積算についてもお答えください。

答（文化スポーツ） 生涯学習施設の指定管理の自主事業の回数ということでございますけれども、ソフトピラティスが11回、実用書道が11回、クラフトバンド初級、中級が11回ということでございます。

それから指定管理の理由というところでございますが、これはこれまでのところでもお答えしてきていたかと思えます。

それから地域交流施設の随意契約理由についてもこれまでお答えしてきたとおりでございます。金額の積算根拠については、見積りを頂いてそれを確認をしているというところでございます。

問（13） これまでではなくて、今5年度の決算をやってるわけですから5年度の決算をどう検証されたかっていうとこなんですよね。指定管理をやってやはり良かったのかどうなのか、メリットがあったのかなかったのかそれをお聞きしてるわけなので、今までどおりっていうのはちょっとあり得ませんので、5年度の決算初めて今日やっていますので…

委員長 倉田委員に申し上げます。今、たかはまスポーツクラブの業務委託についてですよね。指定管理の話ではないと思いますが、一度整理してください。

問（13） 指定管理のほうのことを今申し上げております。指定管理のほうが昨年度と同様っていうのはちょっとあり得ませんので、私は5年度の決算についての評価をお聞きしておりますのでお願いいたします。

それからたかはまスポーツクラブにつきましても随意契約ということですが、昨年度は何号随契で、随契理由についてもお聞かせください。

それから下の駐車場等借地料についてあわせてお聞きしたいと思います。まず女性文化センターなんですけど、女性文化センターの駐車場っていうのはこれ何台確保されているんでしょうか。お願いします。

答（文化スポーツ） 生涯学習施設の指定管理の成果というところでございますけれども、施設

の管理運営というのはしっかりやっていたらいるというところで評価委員会の中でもそういった評価のほうがいただけております。

それから地域交流施設の運營業務委託につきましては昨年度お答えしてるかと思いますが、2号でございます。

それから、女性文化センターの駐車場の借地の件でございますけれども35台でございます。

問(13) 昨年度と今年度契約が変わってるかもしれないから聞いているわけなので、しっかりお答えいただきたいと思います。

その下の公共施設利用者等駐車場、これが今までの御答弁でいくと多分シルバー北の駐車場になるのかなと思います。以前から答弁の中で、シルバー北駐車場は市の土地もあるっていう答弁がありました。こちら借りてる土地と市有地、それぞれ何平米になるのか、面積についてお答えいただきたいのと、どの場所になるかについてもあわせてお答えいただきたいと思います。それからシルバー北についてはこれ公共的な目的っていうか公用性、いわゆる今までの御答弁でいくと、女性文化センターとエコハウスのための駐車場というふうにお聞きしてるので、その確認もあわせてしたいと思っております。

答(文化スポーツ) 地域交流施設運營業務委託の随契理由については従来と同じでございます。それから公共施設利用者等駐車場の関係で面積ですとか、どこの対象施設だということところは、13番委員の3月定例会における一般質問のところでお答えしているとおりでございます。

問(13) 広さとかをお聞きしておりませんので、この駐車場の広さ、それから市有地の広さ、どこがどうなってるのってよく市民から聞かれますのでお答えいただきたいのと、あと女性文化センターとエコハウスの駐車場ということで今までと変わらないってことであれば、それぞれのこの駐車場における利用実績もあわせてお願いいたします。

それから256ページの10款5項2目の地域交流施設・高浜小学校特別教室等ということで、各施設が下に施設名として記載されておまして、利用件数、利用人数ということで書かれています。これ特別教室、これだけちょっと抽出して、どれぐらい利用されているのかについて、またこれ後で結構ですのでお答えいただけたらと思います。

それから261ページ、10款5項4目、放課後居場所事業の週末等居場所運営委託。これ委託事業になってるんですね、補助ではなくて、委託になっております。委託先が翼小学校PTA土曜クラブってなってるんですけど、ここは法人格を持っているところなんじゃないでしょうか。それから、この委託の内容についても教えてください。それからこれ翼小学校のみ委託されてるってことに

なるので、なぜ翼小学校のみの委託になっているかについてもあわせてお願いいたします。

答（文化スポーツ） まず公共施設利用者等駐車場の借地と市有地の面積ということでございますけど、借地は 2,296 平米、市有地が 633.36 平米でございます。それからどのような利用があるかというところで、対象施設、女性文化センター、高浜エコハウス、生きがいセンターといったような周辺の公共施設の利用者の駐車場に加えて、これも 3 月議会の一般質問でお答えしておりますけれども、例えば特別支援学校の送迎ですとか、そういったところでも使われているというところでございます。

それから続きまして、小学校特別教室の利用状況でございますけれども、件数のほうで申し上げます。控え室 1 が 27 件、控え室 2 が 152 件、図工室 90 件、家庭科室 16 件、音楽室 88 件、多目的室に 255 件という状況でございます。

答（こども育成） 放課後居場所事業の委託についてでございます。法人格の有無についてはなしになります。また翼小学校のみの利用でございますが、担い手としてやっていただけたところが翼小学校というところでございます。あと、内容につきましては、いわゆる剣道とバトミントンを児童に指導しているというような形になります。

問（13） シルバー北の駐車場についての利用実績の御答弁がございませんでしたので、特に今調査はないということではよろしかったでしょうか。あればお答えください。

あと 263 ページの美術館・図書館管理運営事業の図書等運搬業務委託。これが 89 万 7,600 円なんですけど、これはいわゆる引っ越しされたときの運搬のみなのか、現在も何かこれ委託をされているのか、これちょっとよく分からなかったので教えてください。それからこれ随意契約なのかどうか教えてください。

それから次のページ、264 ページの先ほどからお話がある旧図書館駐車場工作物等解体撤去工事なんですけど、さっきいろいろ樹木の本数とか平米数、それから屋根の大きさっていうのを教えていただいたんですけど、これ工作物の解体費用、工作物の撤去費用、土砂のすき取り費用、それぞれいくらになっているのか教えてください。

答（文化スポーツ） 公共施設等の駐車場の件ですけれども、台数というところで、どの施設で何台使ったというそういう内訳のところについては把握はできておりません。

それから 2 つ目、263 ページの図書等運搬業務委託でございますけれども、こちらは指名競争入札でございまして、機能移転の際の図書や書棚などの運搬業務でございます。

それから 264 ページの旧図書館駐車場工作物等解体撤去工事でございますけれども、こちらは

契約自体が1本で行っておりますので、それぞれの御質問のあった項目について幾らというところについては把握はできません。

問（13）では、今の金額が把握できないっていうのは、おっしゃられたとおりでなと思ってますので、市の積算は金額で結構ですのでお願いいたします。

それから265ページの図書館のほうなんですけど、これずっとこないだから一般質問を聞いてると、令和4年度の利用者数倍ですよってこと言われてるんですけど、令和5年の5月8日からコロナが5類になったっていうことで、4年度はまだまだ私は影響があると思っております。それでまずお聞きしたいのが、利用者数と貸出人数、入館者数、これ3つあるんですけど、言い方が。これそれぞれがよく分からなくて、利用者数と入館者数というのはこれ違いますよね。それから貸出人数と利用者数、これがイコールになるのかどうか、そこをまず教えてください。

答（文化スポーツ）旧図書館駐車場の解体撤去工事の件ですけれども、今ちょっと設計書のほうがございません。内訳は今手元にはございません。

それから265ページの件ですけれども、まず入館者数というのは、例えば建物の入口に入って自動ドアをくぐるですとか、そのコーナーに入るといった人数でございます。それから利用者数、貸出人数というところでございます。貸出人数というのは、本を借りていった人数。それから利用者数というふうにした場合には貸出人数と、例えば学習スペースを利用されている場合は、その人数を含んだ数字でございます。

問（13）これ先ほどの答弁でいくと、令和5年度の貸出冊数が10万3,396冊という御答弁がありました。コロナ禍前の令和元年度を調べると19万2,122冊ってことで約倍なんですよ。今回、貸出人数は約半分になったってことになります。それから利用者数についても、ちょっとこれ正確な比較は分からないんですけど、すごく増えてるっていうのはないので、そのあたりについても私はやはりコロナ禍との比較っていうのはちょっとおかしいのかなと思うので、いわゆる貸出冊数についてのお考え等についてもお聞かせいただきたいのと、あともう一つ、本館施設利用ということで、下にホール、スタジオ、講義室・会議室がございます。令和5年度を見ると、この3つしか分かれてないんですよ、この件数と人数というのが。例えば令和元年のを見ると、ホールとロビーというふうに件数が分かれてるんですけど、このホールっていうのはいわゆるホールとロビーを合わせた件数なのか。それからスタジオっていうのはスタジオとシアターを合わせた件数なのか。それから講義室・会議室っていうのは、講義室・会議室、当時の陶芸室を合わせた人数なのか、ちょっとそれがよく分からないので、これ人数の比較のしようがありませんの

で、そのあたりについてもあわせて教えていただきたいと思います。

答（文化スポーツ） まず図書サービスの利用状況について、冊数、人数の件ということでございますが、これは過日の一般質問の関連質問の中で最後少しお答えしていた部分もあったかと思いますが、5年度につきましては4か月弱が機能移転準備中であったというところがございまして、単純にその数字だけを一概には比較はできないというところがございまして。かつ、これも一般質問でこれまで何度もお答えしてきておりますが、これまでとかく貸出し重視というところがあったところを、そこから脱却をしていこうというところでございまして。なので、冊数が増えた減ったというところに一喜一憂するというようなことではございません。ですので私も、これまで図書に縁が少なかったような方たちに少しでも見ていただいたり、そういう環境に身を置いていただいたり、そういうふうに市民の方と本を近づけていく、そういうふうに力を入れているというところでございまして。

それから施設利用に関する御質問でございましてけれども、ここに挙げておりますのは、それぞれの部屋ごとの人数ということでございまして、例えば令和5年度の主要成果ではホールの中にロビーの人数含めているだとか、違う部屋の人数を含めているといったようなことはございません。

問（13） そうなると、令和5年度は施設を利用された方も1万586人なんですね。令和元年度は2万3,851人でした。件数においても646件が令和5年度なんですけど、令和元年度4,135件あったんですね、利用件数も。ここもあまりにも減ってるのでそのあたりのお考えもあわせてお願いしたいのと。

あと269ページ、10款6項1目にストレスチェックの業務委託についてお伺いいたします。市内の小・中学校の全職員の方を対象にストレスチェックを実施するというので、実施されたことはすごくいいんですけど、それに対する結果についても教えていただけたらなと思います。

それから270ページ、10款6項2目の委託料、スポーツ施設指定管理。この中身についても令和5年度はどうであったのかお願いいたします。

答（文化スポーツ） まず美術館機能の施設利用に関する、令和元年度と5年度を比べての御質問でございましてけれども、今、令和元年度の主要施策成果説明書が手元にはございませんので、はっきりしたことは分かりかねますが、令和元年度のほうが多分細かいかなり部屋のほうをピックアップして掲載をしているというところがございまして、これも単純にそこに載ってる数字だけをもって比較はできないのではないかとこのように考えております。

それから 270 ページのスポーツ施設指定管理の令和 5 年度の中身ということでございますけれども、対象施設としましては武道館、碧海グラウンド、碧海テニスコート、流作グラウンド、五反田グラウンド、五反田第 2 グラウンドの管理、それから自主事業ということでマラソン等の行事、学校開放といった業務の方が含まれております。

答（学校経営 主幹） ストレスチェックの結果です。280 人の検査に対しまして、高ストレス者数が 29 名という結果になります。

問（13） 今の人数をお答えいただいたんですけど、分母がよく分からないので分母を教えてくださいたいと思います。

それから先ほどの 270 ページ、10 款 6 項 2 目のスポーツ施設指定管理なんですけど、私こごとこの間結構何回も言ってるんですけど、学校開放が入っているのか入っていないのか。それから学校開放は指定管理料の中に条例上入れられないと思うので、それはどうされてるんでしょうか。またその金額について教えていただきたいのと、あと学校開放で高小体育館のほうも多分たかはまスポーツクラブさんが受託者として受けている業務の中に入ってると思うんですけど、次の 271 ページを見ると高小体育館のとこだけ横棒になってるんですね。これちょっとなんでかなって理由が分からないので教えていただきたいと思います。

それから結局マラソン大会も指定管理でされたってことですが、職員の方はボランティアなのか勤務なのかどういう形で関わったのか教えてください。

答（学校経営 主幹） ストレスチェックの分母は 280 名です。

答（文化スポーツ） スポーツ施設の指定管理につきましては、学校開放は先ほど含まれているということで御答弁申し上げたとおりでございます。これにつきましては昨年 12 月議会のときに指定管理の指定の議決のところでもお答えしていたかと思っておりますけれども、いろいろ課題があるというところで現在は学校開放のほうは指定管理から外してやっているというところがございます。

それから高浜小学校の体育館につきましては、先ほど申し上げました地域交流施設の運営業務のほうで行っておりますので、この学校開放のここには含まれてはおりません。

それからマラソンにつきましては、職員についてはボランティアということで対応しております。

問（13） よく分からないんですけど、高小だけは学校開放のいわゆる指定管理としてはやっていないってことでよかったのかなと思うんですけど、今の話でいくと。今、私、学校開放の

いわゆる利用されたお金っていうのはどこに入るのかっていうのがよく分からなかったので、それと金額についてもお示しいただきたいと思います。

それから引き続き、その下の漕艇普及事業委託。こちらについても随意契約かどうかたしか去年は随意契約という話だったんですけど、随意契約であれば随意契約の理由と、それからこの高浜ボートクラブっていうのも法人格を持ってみえるのかどうか、お願いいたします。

答（文化スポーツ） 繰り返しになりますけれども、高浜小学校の体育館は学校開放には含まれておりません。

それから昨年度の学校開放の使用料ですけれども、314万690円というところで、たかはまスポーツクラブのほうがお金を受けております。

それから漕艇普及事業委託については、これは随意契約で施行令167条の2第1項2号に該当するというところでございます。高浜ボートクラブは法人格を持たない団体ではございますけれども、漕艇の普及や振興を図るということを目的に設立された団体ということで、漕艇競技に必要な専門知識、技術、ノウハウ等を持っていらっしゃるというところで随意契約としております。

問（13） 昨年度、学校開放を指定管理に入れたということに対してはどのような評価をされているのか、やっぱりそこはしっかり聞きたいと思います。

それから272ページ、10款6項2目の碧海町スポーツ施設駐車場整備事業。これ旧高浜市立体育館の駐車場かなと思うんですけど、その確認と、駐車場整備の面積、整備の内容を教えてください。

それからその下、五反田グラウンド照明LED化工事。こちらは多分入札かなと思うんですけど、確認と、それからこのLED化にすることで光熱費がどれくらい下がるのか、費用対効果についても教えてください。

答（文化スポーツ） 学校開放が指定管理の中に含まれてた経緯については、過去の一般質問の中でもお答えしてきたかと思います。ただし、課題があるだろうというところで令和5年度までが第4期というくりでございましたので、そのきりのいいところで先ほど申し上げたように見直しをしたというところでございます。

それから碧海町スポーツ施設の駐車場のまず内容ということでございますけれども、これは駐車場の整備ということでアスファルト舗装を行ったというものでございます。面積については今分かりませんが、今回整備した駐車台数としては68台分を舗装いたしまして、トータルで135台ほどの駐車が可能になったというところでございます。

最後に五反田ブランド照明LED化ということでございますけど、まずこれは一般競争入札で行っております。それから光熱費の効果というところがございますけれども、LED化前と後ということで、例えば令和5年4月から8月まで、今年度4月から8月までという同じ時期で比較していくというところでございますと、利用の件数はほぼほぼナイターについては同じという中で、使ってる量については4割ほどになったというところ、それから基本料金を含めた料金についても半額程度に抑えられているというところで、費用対効果のところも現れているというふうに捉えております。

問（13） 今の費用対効果はしっかり調査されてるのかなと思うので、ぜひ、この4割減というのが一体いくらの4割減になるかってところ多分分かってみえると思うのでお答えいただきたいと思います。

答（文化スポーツ） 前年に比べて4割になった、使った量ということでございますけれども、例えば令和5年度の4月から8月ですと約9,800キロワットアワーだったのが、今年度は3,610になっているというところ、それから基本料金を含めた料金につきましても、同時期比較でございますと、約16万円ほどの削減というふうになっております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、10款教育費についての質疑を打ち切ります。

休憩 午後1時44分

再開 午後1時51分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで当局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

答（経済環境） 午前中の倉田委員の御質問にお答えをさせていただきます。

主要施策成果説明書の185ページの売電収入に関しまして、高浜エコハウスはどれぐらいの太陽光パネルが載っているのか。また何キロワットなのかという御質問でございますけれども、設置枚数は56枚、出力量は10キロワットでございます。

次に同説明書の202ページの経営所得安定対策推進事業費補助金の金額の根拠と定めへの御質問でございますけれども、農業者への作付けなどの経営所得の安定に係る手続を支援する費用といたしまして、経営所得のパンフレット、農業者への送付用の切手代など支援に必要な経費を定額補助をしております。定めにつきましては、高浜市農水産業振興対策事業費補助金交付要綱でございます。

委員長 それでは質疑を再開します。

11 款 災害復旧費

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、11 款災害復旧費についての質疑を打ち切ります。

12 款 公債費

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、12 款公債費についての質疑を打ち切ります。

13 款 諸支出金

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、13 款諸支出金についての質疑を打ち切ります。

14 款 予備費

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、14 款予備費についての質疑を打ち切ります。

ここで、認定第 1 号についての質疑漏れがありましたら許可いたしますが、質疑の重複や繰り返しの質疑に御留意ください。

問 (13) 予算書 92 ページの歳入の 13 款 1 項 2 目、多分ここに入ってくるのかなと思うんですけど、いきいき広場内の昨日お話した介護サービスのレンタルの会社の使用料がここに入ってくるのかなと思うんですけど、そちらの金額と、この款項目で合ってるのかについて教えてください。

それから主要施策の 133 ページの 3 款 1 項 7 目地域医療介護総合確保基金事業のがじゅまるの件なんですけど、こちらが社会福祉法におけるグループホームということで申請が出されているのか、どの法律に基づく申請になっているのか教えてください。施設の開設の許可の申請について、どの法律で申請されているのか教えてください。

答 (地域福祉) いきいき広場に設置してありますショールームからも使用料を頂いておりませんので、こちらの款項目には入っておりません。

答 (介護障がい) グループホームの指定につきましては介護保険法の指定でございます。ちなみに県のほうは社会福祉法のほうで指定をしております。

問 (13) ちょっと今御答弁よく分かんなかったんですけど、県のほうはっていうのは、県に申請してるのは社会福祉法のグループホームってことだけど、市は介護保険法なんですか。ちょっとそこがよく分からなかったのを教えていただけますか。

答 (介護障がい) 委員おっしゃるとおりです。

問 (13) 許可をするのは市ですけど、県への届け出は法律を変えて届け出たっていうことになるんでしょうか、今のお話だと。届け出の根拠法を変えて届け出たってことですか、今のお話だ

と。そうなるのかなと思うんですけど。

答（介護障がい） この認知症グループホームにつきましては、介護保険法での指定は市町村が行うことになっております。あわせて県のほうで社会福祉法に基づく事業の指定を行っておるといふふうに承知しております。

問（13） これ認識違うんですかね。市が許可を行ってそれを県に届けるだけだと思うんですけど、市も許可が必要で県も許可が必要ってことですか、今の御答弁でいくと。すみません、教えてください。

答（介護障がい） 別々の法に基づく別々の事業としてそれぞれの指定が必要ということです。
委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で認定第1号についての質疑を打ち切ります。

以上をもちまして、認定第1号の質疑を終結いたします。

暫時休憩といたします。

休憩 午後1時57分

再開 午後2時04分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第2号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問（12） 主要施策成果説明書277ページ、加入世帯数について4,601世帯となっております。資料要求の資料18には短期保険者証発行世帯数235世帯となっており、加入世帯全体の5%となっております。現在、就学前までの子供の国保税が軽減されておりますが、この就学前までの対象年齢を拡大して国保税の軽減を図ることで短期保険者証の発行を減少させることに繋がることもあるかもしれませんが、この高い保険料を引き下げるような工夫についてはどのように検

討されてきたのかお願いします。

答（市民窓口） 国保における子育て世帯の負担軽減施策については、これまでも国の方針に従い出産育児一時金の支給額の拡大や出産予定者の被保険者の産前産後の国保税を一部免除するなどを行ってまいりました。国保税が支払えないなどの相談があった場合は、都度、納税相談により対応させていただきたいと考えております。

問（13） では令和5年度の国民健康保険事業特別会計決算の全体について総括をしていただけたらと思います。特に新たに始めたこととか課題などを分かりやすくお聞きしたいと思います。

それから、令和5年度の国民健康保険税の税率、これ近隣市に比べてどうであったのか、またそれに対する評価についてもお聞かせください。

答（市民部） それでは国民健康保険事業特別会計の総括ということでお答えさせていただきます。先ほど柴口委員がおっしゃったとおり、加入者数が前年度に比べて252人減っておりまして、6,914人ということになっております。この影響を受けまして、国民健康保険税の税収が2,900万円ほど減少しました。一方、保険給付費につきましては、加入者数が減少したにもかかわらず、約1億1,400万円ほど増加しておりまして、保険税収入だけでは賄えないという状況になってきました。基金から適切に繰り入れまして、安定的な財政運営を行ってきたというところでございます。

新たな子育て施策として、先ほどリーダー言いましたように、出産育児一時金の引上げ、及び出産被保険者の産前産後の保険税免除措置といったことを実施しております。

答（市民窓口） 令和5年度の国保税率ですけれども、他市においては標準税率に近づけるよう税率改正をしているところですが、高浜市においては平成30年度の税率改正以来そのままの状態となっております。

問（13） 今、基金からの繰入れが発生したっていうふうに市民部長がお答えになったんですけど、この状況をどのように受止められたのか。それから基金残高っていつまで持つっていうことを見てられるのか。それから基金がなくなったところの税制改定をどのように考えているかについてお答えいただきたいと思います。

答（市民部） 基金残高の話でございますが、令和5年度末、先ほど5,300万円余を繰り入れたということでございますが、令和5年度末に2億7,500万円ありまして、令和6年の当初予算で7,800万円ほど繰り入れておりまして、残りの残高が約2億円ほどございます。ですので、当面は基金を繰り入れながらの運営ということになるかと思っております。将来の税率改定等々の考え方に

つきましては、現時点で確定するというよりも、その時々为国保財政を取り巻く環境とか加入者の状況、保険料の状況等を鑑みて、そのときに決定していきたいというふうに考えております。

問（13） 282 ページ、1 款 2 項 1 目の賦課徴収事業についてお聞きしたいと思います。国民健康保険料の徴収率 86.8%となっております。国保運営の公平性を保つため、滞納者へのアプローチがどのようにしているかっていうことと、直近 5 年間の徴収率の推移、それに対する評価についても教えていただきたいと思います。

答（市民部） 滞納の整理ということでは、税務グループがやっておりますから、ちょっと細かい内容は把握しておりませんが、一般質問でお答えしたとおり、督促状を出して催告書を出して、差し押さえするという大きな流れがございます。1、2 年目の方につきましては、一斉にという対応でやっておりますけれども、3 年以上累積している方につきましては、個別にそれぞれ担当をつけて整理をさせていただいておるといってございまして。

過去の推移では、過去 5 年間と言われましたが、令和元年度が 78.6%、令和 2 年度が 81.5%、令和 3 年度が 83.9%、令和 4 年度が記載のとおりでございますので、徐々に徴収率は上がってきておるといふような状況でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、認定第 2 号についての質疑を打ち切ります。

認定第 3 号 令和 5 年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問（13） まず全体のことについてお聞きしていきます。今回の令和 5 年度土地取得費特別会計の決算の全体について、まず総括をお願いしたいのと、あとこの土地取得費特別会計設置してるといふ、引き続き設置されてるんですね。そのちょっと意義について教えていただきたいのと、同じく先行取得するということで、土地開発公社とはどういうすみ分けというか、違いで考えたらいいか、その辺についてもお聞かせください。

答（土木） まず初めに総括についてお答えさせていただきます。土地取得費特別会計では、保

有地の草刈り及び貸付運用などを行い、適正な管理に努めてまいりました。また土地の購入でございますが、準用河川鮫川の用地回収につきまして、事業進捗率は総筆数 24 筆のうち 14 筆は取得済みでございます。順調に事業を進めておるところでございます。引き続き、確実かつ効率的な運用に努めてまいりたいと考えております。

次に、土地取得費特別会計の意義でございますが、公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地の経理を明確にし、その円滑な運営を図るためのものでございます。

最後に、土地取得費特別会計と土地開発公社との違いということですが、土地取得費特別会計についてお答えさせていただきます。土地取得費特別会計は基金を確実かつ効率的に運用するための特別会計でございます。

問 (13) ちょっとよく違いがよく分からなくてどういうふうにすみ分けられてるのかなっていうのが私ちょっと理解できなかつたんですけど。

300 ページの土地取得事業についてお伺いしたいと思います。先行取得した公用または公共の用に供する土地の貸付により収入確保に努めたというふうに書かれております。先行取得された公用または公共用の土地というのが今回ここに載ってるもののみなのか、細かいものがほかにもあるのか、土地の全て、それから何の目的のために取得されたのか。また、あと貸付収入もどういった形で貸付収入をして収入確保を図ったのかについてもお聞かせいただけたらと思います。

答 (土木) 先行取得についてお答えさせていただきます。ここ数年では土地取得費特別会計での先行取得した土地はございます。今回、令和 5 年度に購入した土地につきましては、土地開発基金で先行取得したものを買戻したものでございます。

収入確保の件でございますが、保有している土地の貸付等により収入確保をしているというような状態でございます。あと保有している土地でございますが、土地開発基金で所有している土地は現在 83 筆で土地取得費で所有している土地は 95 筆となっております。

どういったものを貸付けを行ってるかっていうと、今保有している土地を市民の方とか法人の方に貸付けを行っているという状態でございます。

問 (13) 今、93 とか 95 ですかね、何筆かっていうところをお答えいただいたんですけど、いわゆる先行取得っていうことなので、今回、鮫川用地ということなんですけど、あと多分先ほどからあった港線みたいな感じで将来的に道を広げるとかそういうことのためかなと思うんですけど、ほかにもちょっと私これ目的があまり具体的なものがよく分からないので何かいくつかお

示しただけるとイメージが湧きやすいかなと思うんですけど、お願いできますでしょうか。

委員長 グループで答えられる範囲で結構です。

答（土木） 先ほど申しました保有している土地は、大半のものが代替地ということで保有をしております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、認定第3号についての質疑を打ち切ります。

認定第4号 令和5年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問（13） まず令和5年度の公共駐車場事業特別会計決算の全体についての総括をいただきたいのと、あと基金残高と将来の大規模改修の見込みについて一般会計から繰り入れなくても大規模改修に対応できるのかっていうこと、やはりもう今までも聞いたことがありますけど、現在の時点ではどうなのかということについて引き続き確認したいと思います。

それから306ページ、1款1項1目の修繕料と指定管理料についてお伺いしていきたいと思えます。駐車場の照明器具取替としてLEDにかかる修繕費が103万7,300円計上されております。これで多分この電気代が削減されると思うんですけど、この修繕料の効果として、令和6年度当初予算では、これ多分指定管理料から電気料が削減される予定になるのかなと思うんですけど、その費用対効果について御説明いただければと思えます。

答（財務） まず総括というところがございます。令和5年度としましては駐車場使用料収入が前年度と比較しまして、約120万円ほど減少したということもございます。このことで基金の積立金が320万円ほどの積立でというところがございます。しかしながら駐車場の車路などの蛍光灯をLED照明に取り替えるという修繕、また精算機の改修工事ということで計画的な修繕等々を進めることができたと考えております。また今後の課題としまして、令和8年度から大規模改修を予定しているというところがございますが、こちらの財源確保にも当たってまいりたいということで考えているところがございます。そして大規模改修というところがございますけれ

ども、こちらにつきましても基金を今積立てているところがございますが、その基金の活用、もしくは地方債の借入れながら対応に当たってまいりたいというふうに考えております。

そして、あと修繕料でLEDというところがございます。こちらも計画的に修繕をしてきているというところがございますけれども、当然、電気代というのも影響してくるというところがございます。ちょっと試算というところまでございませぬけれども、こちらも踏まえた上で指定管理料のほうをまた更新の時期になれば、またそれも踏まえて更新をしてまいりたいというふうに考えております。

問(13) 今の答弁でいくと、結局基金の積立てだけでは大規模修正ができないですよっていう考えでよろしかったですか。

答(市長) 昨日も私ちょっと申し上げたんですが、基金の考え方とか公共施設ってそもそも何か、どういうふうにその施設が建てられていくか、倉田委員に私お聞きしたいぐらいですわ。もともと。公共施設の利用料を全部、利用料で賄うなんてことを思ってみえませぬよね。

委員長 市長、反問権ですか。

答(市長) いや、お答えです。

委員長 倉田委員、答弁お願いします。

答(総務部) 大規模改修に対して、当然基金を充てていきますが、それだけでは当然賄えないもんですから、それは起債をはっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で認定第4号についての質疑を打ち切ります。

認定第5号 令和5年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問(12) まず主要施策成果説明書311ページ、要介護1から要介護5までの要介護認定者数が1,211名となっておりますが、障害者控除対象者認定書の発行数についてお願いしたいのと、あとまた全ての要介護認定者に対して障害者控除対象者認定書を自動的に個別送付されるといい

んですが、されていない状況の中で何件の申請がなされたのかについてもお願いします。

2つ目に、決算書 260 ページ、3 款 2 項 1 目の調整交付金があるんですが、これ令和 5 年度何%であったのかをお願いします。

あと 3 つ目が、資料要求の資料 20 で実待機者数 75 人となります。介護保険料を払っても施設になかなか入れない人が見えますが、この待機者を減らすための対策としてどのように考えてこられたのかをお願いします。

4 つ目に、資料要求の資料 21 の介護保険料滞納状況の表から年度ごとに増加していることが分かりますが、この増加の原因についていかがお考えかをお願いします。

答（介護障がい） 障害者控除の発行者数は 99 でございます。今、発送数は手元に数字を持ち合わせておりません。調整交付金の割合でございますが 2.78%でございます。

次に、待機児童の対策でございますが、昨年度ちょうど第 9 期の介護保険事業計画を策定しておりますが、その中で特に施設整備については県も含めてこの地域でというのは現状で予定がないと思っておりますが、中長期的な見通しを持って計画的に進めることが重要であると考えておるところでございます。

続いて、滞納の原因でございますが、収納率自体は毎年、改善をしておるといふふうに理解をしておりますが、なかなかこういったコロナ禍等々の状況もあったり物価高騰の状況もあろうかとは思っておりますので、引き続き、督促から始めまして電話催告等もしながら徴収できるように進めていきたいと考えております。

問（13） 令和 5 年度の介護保険特別会計決算について、まず保険事業勘定及び介護サービス事業勘定それぞれの全体について総括をお願いしたいと思います。

それから 314 ページの賦課徴収事業です。こちらの収納率、普通徴収現年度分が 88.9%、滞納分が 12.6%、後期高齢者の収納率に比べて、現年度分では約 10%減、滞納分では約 50%減となっているんですけど、収納体制って先ほどちょっと触れられておりますけど、具体的にどのようになっているのかについてもお聞かせいただけたらと思います。

それから 317 ページの居宅介護サービス給付事業についてお伺いします。全体として、件数、支払額が増加する中で短期入所療養介護の支払額が 1,000 万円強減額となっているので、この減額の理由についても教えてください。

答（福祉部） 総括の部分について申し上げます。主要施策成果説明書 311 ページを御覧になられると分かるように、65 歳以上の高齢者数が増加してきております。特に 75 歳以上の後期高齢

者が増加しておる中で、要介護認定者も増加しております。これは全国的にどこの自治体も同じ状況でございます。私どもやはり住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けていただくために、要介護認定の方につきましても在宅でお過ごしいただくためのサービス、通所ですとか訪問、あるいはショート、また支援券ですとか住宅改修といったようなサービスも行っております。また、施設に入所された方についても十分なサービスが提供されるような支援を行っております。また、逆に元気な高齢者の方につきましては、介護予防の事業に力を入れておりまして、宅老所、IT工房、ものづくり工房といった介護予防拠点施設の運営、それから健康自生地やホコタッチといった生涯現役のまちづくり事業の実施、あるいは、いきいき健康マイレージ事業ですとか、コグニタウン事業、こういった事業を展開をいたしております。

それから介護について御相談のある方につきましては、いきいき広場内に直営で地域包括支援センターを設けております。他機関とも連携をいたしましてワンストップでサービスが受けられるようになっております。

最後に認知症の事業に関して申し上げます、見守りのサービスに加えまして認知症初期集中支援チームを設置をいたしまして、認知症の早期発見、それから支援が必要な方については適切に医療機関へ繋ぐといったような支援も実施をいたしております。

答（介護障がい） 介護保険料の収納の体制ということでございますが、介護障がいグループの職員のほうで基本的には対応しております。65歳到達時の口座振替の勧奨をさせていただくなど、以前にも御答弁申し上げておりますが、初期滞納者を対象として電話催告だとか納付意識向上のためのチラシの同封だとかそういったことに加え、今、収納率がちょっと上がっておりますのが、スマホ決済だとかコンビニ収納、そういったものが活用されておるといような状況があるのかなと思っております。

それから短期入所療養介護の減少理由でございますが、大きな理由としましては、受入施設であります老健が昨年のコロナのクラスターが発生したなど、なかなかコロナ禍で利用が十分にできなかったことが要因だと考えております。

問（13） 令和4年度と比べて120件減ってるんですね。令和4年度のほうが私はコロナの影響が大きかったかなと思うんですけど、今の老健さんは、昨年度のほうが影響が大きかったってことですか。ちょっとそこを御説明いただければと思います。

答（介護障がい） 施設のほうは、コロナが5類になった以降も施設ごとによりましては、度々、クラスターが発生しておるような状況がございますのでそういったことだというふうに理

解しております。

問（13） やはり御家族で短期入所の療養っていうことでショートステイとか入られてるっていうことでそれを繋いでる方も中には見えるんですよね。そうなった場合クラスターが発生しましたって言ったときに、例えば本来は短期入所がベストかもしれないけど、デイサービスに行くとかそういった何か措置とか、いろいろそういうのはされてきてるんですよね。どうなんですか。

答（介護障がい） サービスの提供については、ケアマネさんが間に入ってサービスの調整をいただいておりますので、その時々に合わせてケアマネさんが計画を見直しをするなりして対応いただいております。

問（10） 令和5年度っていうのは、第8期の最終年度なのかな、計画でいうと。9期が既にスタートしてるんで、この結果がどうだっていうのはなかなか難しいんです。今日、決算ですので、この令和5年度の計画値に対する実績、ここだけ教えていただきたいと思います。

答（介護障がい） 第8期における令和5年度の標準給付費の計画値が27億5,469万4,000円でございます。これに対して実績が27億2,356万4,000円。実績値割合としては98.9%と計画値を若干下回っております。

あわせて、地域支援事業の計画値につきましては1億2,153万2,000円でこれに対して実績が1億1,391万5,000円、実績値割合としては93.7%。もこちらも下回っている状況でございます。

その一方で、8期全体で見えますと、標準給付費、地域支援事業を合わせた合計額では、計画値が84億1,141万7,000円で、実績値が83億4,178万7,000円で割合としては99.2%、ほぼ計画どおりというふうに理解をしております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で認定第5号についての質疑を打ち切ります。

認定第6号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問（13） 令和5年度の後期高齢者医療特別会計の決算の全体について総括をいただきたいと思っています。355 ページ、1 款 2 項 1 目の保険料徴収事業については収納率について普通徴収現年度分及び滞納繰越分とともに収納率が向上していると思われます。これ何か対策をされたのかどうか。あと表の中に還付未済額が記載されておりますが、どのような場合に還付未済額が発生されているのか教えてください。

答（市民窓口） それでは、まず令和5年度後期高齢者医療特別会計の総括ということで御答弁をさせていただきます。後期高齢者医療制度は、愛知県の広域連合が主体となり運営しております。本市としても広域連合の方針に従い事務を進めておるところでございます。

まず高浜市の被保険者の状況ですが、令和5年度末における被保険者は5,265人で、前年度と比較し126人増加しております。

また、保険料の収入額、収納率ともに前年度と比べ増加しております。あと、収納率が上がったということですが、こちらのほう、担当職員のほうが滞納している方に対し、電話での督促等お知らせなどをして納付向上に努めたものと認識しております。還付未済については保険料を多く納め過ぎた方たちに返還、死亡とかによって保険料が変更になり、お返しするものでございますが、こちらのほうが本人が死亡したことによりなかなか還付が進まなかったところで、5年度末時点で還付未済額が25万2,300円発生しているところでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、認定第6号についての質疑を打ち切ります。

議案第53号 令和5年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定第7号 令和5年度高浜市水道事業会計決算認定について

委員長 一括議題とし、認定第7号については、収入支出一括質疑を許します。

問（14） 認定第7号、令和5年度高浜市水道事業会計決算認定について質問をさせていただきます。審査意見書の中で年間総有収水量が令和5年、502万6,844立方メートル、令和4年、505万1,753立方メートル、2万4,909立方メートルの減、有収率が令和5年97.62%、令和4年

98.07%、0.45%の減。非常に有収率につきましては、非常にいい有収率だと思うんですけども、数字が減っておりますのでそれぞれ減となった理由をお答えください。

答（上下水道） 御質問のありました水道事業の水量についてお答えさせていただきます。おっしゃるとおり年間給水量は1,825立米、有収水量は2万4,909立米減少しておりますが、これにつきましては、やはり節水意識の向上だとか諸々ありますので、そういった形で若干減とはなっておりますが、有収率につきましても令和4年度が98.07%、本年度が0.45%下がっておりますが、昨年度の質問で同じようなことをお答えさせていただきましたが、昨年度の有収率が過去最高数値でありまして県内でも2番目の高さでございました。今年度0.45%下がっておりますが、この数値につきましても過去2番目の高い数値を維持することができたので、若干減となっておりますが、いずれとも高い率を維持できているというふうに分析しております。

問(14) 当年度純利益は令和5年が9,066万4,994円。令和4年が1億1,847万2,206円で2,780万7,212円減となっておりますが、これもかなり努力をしていただいて純利益を出していただいていると思いますけれども2,780万円減っておりますので、その理由をお願いしたいということと、それから意見書のむすびの中で、令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、ライフライン、特に水道の被害が甚大であった。今後、起こりうる自然災害に備え老朽化した施設及び管路の更新を図る必要があるとの記述がありますが、当地域も東南海地震の発生リスクが高まっておりますので、水道事業としてどのような対策をしているのかお答えください。

答（上下水道） 令和5年度の決算で当期純利益が前年度と比べて減少していることについてですが、減少の要因としましては、やはり昨年の物価の高騰、とりわけ動力費の高騰が挙げられます。またそのほかの材料等につきましても物価高騰により前年度と比較して増加しております。また加えて、令和5年10月に導入されました消費税のインボイス制度へ対応するためのシステム改修の費用や納付書、それから検針票の様式を変更するなどの費用が重なったことが挙げられます。また令和5年度におきましては、令和元年度に策定をいたしました水道事業の経営戦略の見直しを行ったことも単年度の費用が増加し、結果的に当期純利益が減少した要因と考えております。

続きまして、水道施設の耐震化についてお答えさせていただきます。委員おっしゃられるように1月1日に発生しました能登半島地震では、水道施設における甚大な被害がクローズアップされました。またこの地域におきましても南海トラフ地震の注意情報が出されるなど水道施設の耐震化は重要な課題であると認識をしております。本市の水道施設につきましては、大きく分類し

まして、配水場の建物、配水池及び市内全域の水道管で構成されております。

配水場の建物につきましては、高浜配水場は平成 17 年に耐震補強工事を実施しております。吉浜配水場につきましては耐震診断の結果、耐震性能を有しております。配水池につきましては、高浜配水場の R C タンクは平成 18 年度に既に耐震対策工事を実施し、吉浜配水場の P C タンクにつきましても平成 19 年度に耐震対策工事を終了しております。

最後に水道管の耐震化につきましては、毎年老朽管路の更新にあわせて耐震化を進めておりますので、高浜市の水道の施設の耐震対策については計画的にやっているということでございます。

問 (12) 資料要求の資料 25 からも分かりますように、近隣市の中では高浜市は水道料金が高いことがあります。議案書 8 ページの議案第 53 号につきまして、未処分利益剰余金を減債積立金、建設改良積立金に積立て、また資本金へ組入れとしておりますが、物価高騰で多くの世帯において苦しんでいる状況を考えれば、水道代へ還元するべきではなかったかとも思いますが、公営企業における利益は民間企業における利益とは概念は異なり、水道水が安心・安全に利用者へ供給、維持していくために道路管理の方針等は必要であると。そのため水道料金を軽減できないとのこと。であれば、例えば今後の水道料金をまずは軽減をして、後の利益を若干減らす方向に持っていけないかとも思いますが、水道料金の引下げについてはいかがお考えかお願いします。

答 (上下水道) 今、柴口委員からもありましたが、昨年も同様な御質問をいただいたと思います。昨年度の答弁と被るかもしれませんが、まず水道事業につきましては、民間の利益と概念が異なります。水道施設を調節した初期におきましては、全ての施設を設備する際に企業債を借入れ、今年度の水道料金の黒字を持って元金の償還をしてきた経緯がございます。そのため、地方公営企業における利益につきましては公共的必要剰余金と言われております。民間と違って利益が出たから株主に配当をするような性質ではございませんので、その点をまず御説明させていただきます。

また、水道の利益が出た場合につきましては、議案 53 号にありますように、利益を議会の議決を経て処分をさせていただき、減債積立金や翌年度以降の耐震改修に伴う建設改良積立金のほうに積立てをさせていただいて有効的に建設改良の財源として使わせていただいております。

水道につきましては、まず本業といたしまして、水道水を安心・安全に水道利用者へ供給するための老朽化対策をやっていくことが大前提でございますので、利益が出たからといって軽減するということは考えておりませんし、今後、県水の値上げが新聞等でも発表されておりますが、

本市につきましても、その影響が出てきた場合につきましては、水道料金を逆に値上げをせざるを得ない状況になることも検討がありますので、料金を下げるということは現時点では考えておりません。

問（13） 耐震化もそうなんですけど、老朽化とかそういうものに伴う管路の更新を今計画的にずっとされてきたってということで昨年度の計画も今の答弁でいくと予定どおり行われたのかなと思うんですけど、その計画とは別で何か今入ってる管路とか施設についても問題なく今の状況で今の御答弁でいくと大丈夫なのかなと思うんですけど、今後何か必要性のあるもの出てこないってということで、このままの計画で行かれるってということで今年度もそれを推進してきた、6年度もそういう状況でよろしかったでしょうか。

答（上下水道） 水道管につきましては、倉田委員おっしゃられたように耐震化を計画的にやっております。その成果とするのが、先ほど御答弁させていただいた有収率が県内で3番目に高い数字を維持できていると考えております。

管路の改修につきましては、現在下水道の工事をやっている地域におきましては、下水道工事に合わせて管路の改修を更新をしておりますし、そのほかのところにつきましては経年化した管路のところでは優先的に重要なところとか、例えば漏水があった箇所について水道管の入替えをやっておりますので、全て何年で一気にやるということは難しいと思いますので、財源に合わせて計画的にやっていきたいというふうで考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第 53 号及び認定第 7 号についての質疑を打ち切ります。

認定第 8 号 令和 5 年度高浜市下水道事業会計決算認定について

委員長 収入支出一括質疑を許します。

問（12） 資料要求の資料 26 の接続率の表を見ますと、平成 10 年 10 月 15 日から平成 31 年 3 月 29 日までに供用開始されたところ、接続率 88.6%となっております。このくくりですと 20 年

半分の接続率ということになりますが、例えば平成10年から20年のこの10年間の接続率というのはちょっと分かればいいんですが、ちょっと難しいのであれば、まだ100%に達していないということでもいいのかどうか。そしてなかなか100%にならない、接続できない、その理由と接続率を上げるための対策についてお願いします。

答（上下水道） 御質問のありました資料要求26につきまして平成10年10月から平成31年3月までの接続率が88.6%で100%ではないということにつきましては、本来、市としましては下水道が使えるようになってからは速やかに接続をしていただきたいのですが、下水道を使用する前に例えば合併浄化槽を既に使われている方だとかの場合につきましては、下水道へ接続するための切替工事が必要となってまいります。合併浄化槽がまだ使えるからということで各家庭の経済的な御事情もあり、すぐには切替えていただけないということも想定がありますので、100%でない家庭につきましても銀行訪問等を行って接続をお願いしている状況であります。

問（12） 下水道の接続が経済的に困難な方に対して、水洗便所改造融資斡旋制度があるんですが、これ令和5年度どれだけ利用がなされたのか。あとこの制度だと所得が低い世帯なかなか使えないと思うんですが、当然市として接続率100%を目指していかれるかと思うんですが、この斡旋制度を改めて低所得者にも利用しやすい助成制度を考えていくつもりがないかどうかお願いします。

委員長 簡潔に答弁をお願いします。

答（上下水道） 水洗便所改造資金斡旋制度の令和5年度の実績ですが、利用されている方は2件の方が御利用されております。またこの制度につきましては、やはり市としましては銀行から融資をしていただいて融資の利息分を補填するという制度でありますので、現時点では制度を改める考えは持っておりません。

問（13） 現在の下水道の布設管の種類とその割合について教えていただきたいのと、それからそれぞれの布設管についての問題点とか、特に問題なく今管路の更新されてるってことでよろしかったでしょうか。

答（上下水道） 下水道管につきましては、陶管でやった場合、管路とその他リブ管だとかの管路がありまして、陶管につきましては概ね3分の1が利用しております。

個々の管の特性につきましては、それぞれのやつがありますが、平成3年から事業着手をして平成13年までは陶管を利用しておりました。現在につきましてはリブ管等を使っておりまして、それぞれの時代に合った材料として管路のほうは選択しております。

問（13） ちょっとやはり陶管っていうと、先ほど耐震化の話があったんですけどそういったことについても心配があるんですけど、今のところ問題なく陶管についても布設替えとかそういうものもされず、今までの計画どおりで問題ないってことでよろしかったでしょうか。

答（上下水道） 下水道の標準耐用年数は 50 年とされておりまして、先ほど申しあげましたように、平成 3 年度からやっておりますが現時点では特段大きな更新の予定はございません。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で認定第 8 号についての質疑を打ち切ります。

ここで、議案第 53 号及び認定第 2 号から認定第 8 号までについて、質疑漏れがありましたら許可いたします。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で議案第 53 号及び認定第 2 号から認定第 8 号までについての質疑を打ち切ります。

以上をもちまして、議案第 53 号及び認定第 2 号から認定第 8 号までについての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 52 分

再開 午後 3 時 00 分

《採 決》

議案第 53 号 令和 5 年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

挙手全員により原案可決

認定第 1 号 令和 5 年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第 2 号 令和 5 年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第 3 号 令和 5 年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

挙手全員により原案認定

認定第 4 号 令和 5 年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

挙手全員により原案認定

認定第 5 号 令和 5 年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第 6 号 令和 5 年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第 7 号 令和 5 年度高浜市水道事業会計決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第 8 号 令和 5 年度高浜市下水道事業会計決算認定について

挙手多数により原案認定

委員長 以上で、決算特別委員会に付託されました案件の審査を全部終了いたしました。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上で、決算特別委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会 午後 3 時 04 分

決算特別委員会委員長

決算特別委員会副委員長